

市町村と広域連合の役割（案） 8/14

市町村

- 被保険者資格の管理に関する事務
 - ・被保険者の資格の管理に関する申請・届出の受付
 - ・被保険者証、資格証明書の引渡し
- 保険料の徴収に関する事務
 - ・保険料の徴収
 - ・保険料の減免申請の受付
- 医療給付に関する事務
 - ・医療給付、一部負担金に関する申請・届出の受付

広域連合

- 被保険者の資格の管理に関する事務
 - ・被保険者の資格の認定や管理
 - ・被保険者証、資格証明書の交付決定
- 保険料の賦課に関する事務
 - ・保険料率の決定
 - ・保険料の賦課、減免等の決定
- 医療給付に関する事務
 - ・医療給付の支給、不支給の決定
 - ・一部負担金の減免や減額の決定

～資格編～

制度 当 初	老人保健医療制度	後期高齢者医療制度				備 考
		市町村	広域連合	懸案事項		
1	被保険者証の引抜き及び引渡し	被保険者証の交付決定及び打出し				郵送費用の確保が必要
2	減額認定証の引渡し	減額認定証の交付決定及び打出し				郵送費用の確保が必要
3	特定疾病受療証の引渡し	特定疾病受療証の交付決定及び打出し				郵送費用の確保が必要
4	老人医療受給者証の交付	被保険者証の引抜き及び引渡し	被保険者証の交付決定及び打出し			郵送費用の確保が必要
5	減額認定証の申請受付及び決定 に引渡し	減額認定証の申請受付及び打出し並びに引渡し	減額認定証の交付決定			郵送費用の確保が必要
6	基準収入額適用申請勧奨及び受付	基準収入額適用申請勧奨及び受付	基準収入額適用の可否決定	・勧奨を3割負担者全員又は適用該当者のみに通知するのか要検討。（※）	・適用該当者のみに通知・・・市町村で事前に収入額を調べ、適用該当者を絞る必要がある。（※） ・3割負担者全員に通知・・・非該当者の申請が多数発生する。	
7	老人医療受給者証の交付	被保険者証の打出し及び引渡し	被保険者証の交付決定	・人口の多い一部の市町村で証の一括発行を行いうためのシステム改修が必要となる。	・郵送費用の確保が必要。 ・システム改修費用が発生する。	
8	基準収入額適用申請勧奨及び受付	基準収入額適用申請勧奨及び受付	基準収入額適用の可否決定	・勧奨を3割負担者全員又は適用該当者のみに通知するのか要検討。（※）	・適用該当者のみに通知・・・市町村で事前に収入額を調べ、適用該当者を絞る必要がある。（※） ・3割負担者全員に通知・・・非該当者の申請が多数発生する。	
9	資格の管理(台帳管理)	資格情報等の提供	資格の管理(台帳管理)	・資格情報等の提供が全件ではなく抽出の場合、正確な情報提供がなされない恐れあり		
10	老人医療受給者証の交付・再交付	被保険者証の打出し及び引渡し	被保険者証の交付決定	・引渡しを即時又は後日に行うか要検討 ・交付決定に関する事務処理は要検討	・即時引渡しの場合、資格情報等をオンライン入力する必要がある。（後日、住基情報と契合） ・引渡しを後日にした場合、被保険者に不利益が発生するおそれがある。	
11	特定疾病受療証の申請受付及び決定 並びに引渡し	特定疾病受療証の申請受付及び打出し並びに引渡し	特定疾病受療証の交付決定	・交付決定に関する事務処理は要検討	・市町村で即時に打出し引渡す方向で検討中	
12	減額認定証の申請受付及び決定 に引渡し	減額認定証の申請受付及び打出し並びに引渡し	減額認定証の交付決定	・交付決定に関する事務処理は要検討	・市町村で即時に打出し引渡す方向で検討中	
13	障害認定申請受付及び交付決定	障害認定申請受付	障害認定の可否判定	・交付決定に関する事務処理は要検討	・市町村で即時に打出し引渡す方向で検討中	
14	一部負担金（減・免）証明書の交付	一部負担金（減・免）証明書の打出し及び引渡し	一部負担金（減・免）証明書の交付決定	・事実確認をどのように行うか要検討 ・基準の統一性を図る		
15	転出にかかる負担区分証明書交付					
16	被保険者の適用除外認定	生活保護者情報を広域連合へ提供	被保険者の適用除外認定	・生保の開始及び廃止情報の入力が遅れる可能性有	・市町村窓口端末からのオンライン入力が必要	
17	住所地特例者情報の管理	住所地特例者情報を広域連合へ提供	住所地特例者の情報管理	・県内市町村間異動の場合住所地特例には非該当	・市町村窓口端末からのオンライン入力が必要	
18	各種届書の受付・保管	各種届書の窓口受付及び広域連合への送付	各種届書の保管	・各市町村において、各種届書の保管や送付方法について要検討。		
19	老人医療受給者証等の回収	被保険者証等の返還通知及び受付				
20	短期被保険者証の打出し及び引渡し	短期被保険者証の交付決定	・発行基準の検討が必要。			
21	資格証明書の打出し及び引渡し	資格証明書の交付決定	・発行基準の検討が必要。			

※ 標準システムで基準収入適用申請にかかる収入情報を取り込み、適用該当者の抽出ができるよう国へ要望中。

～賦課・収納編～

		老人保健医療制度				後期高齢者医療制度			
		老人医療担当	市町村	広域連合	懸案事項		備考		
制度 当初	1	保険料仮徴収額決定通知書兼保険料特別徴収開始通知書作成・発送 所得照会、簡易申告書受付処理 所得情報提供（広域連合へ） 所得照会、簡易申告書受付処理 保険料本算定 保険料決定通知（市町村へ） 特別徴収対象者選定、判定 普通徴収額決定通知書兼保険料納入通知書作成・発送 特別徴収依頼（国保連経由） 特別徴収額依頼結果取込（国保連経由） 特別徴収額決定通知書兼徴収通知書作成・発送 保険料年度集計（現年度滞納繰越・過年度滞納繰越）	保険料仮徴収額決定	H19.12補正予算：作成費用、H20当初予算：送付費用の措置が必要。	3月末～4月上旬作成・4/15までに到着するよう発送予定。				
	2		所得照会、簡易申告書一覧作成	市町村へ協力依頼文書を出す予定。基準年齢について検討が必要（18歳～）。	H19.8下旬準備開始予定。				
	3			1つの市町村でも遅れると、保険料算定が実施できない。	6/1予定。住民税担当課との連携が必要。（市町村）				
	4				6月上旬予定。※6月納期開始は困難。				
	5				6月中旬予定。				
	6				6月下旬～7月上旬予定。				
	7				7月上旬予定（10日発送）。				
	8				7/16～7/25				
	9				8月中旬予定。				
	10				9月下旬作成・10/15までに発送予定。				
	11				現年度分については翌年度の6/1。過年度分については翌年度の4/1予定（H22より）。				
	12		広域連合会計へ徴収済保険料納入		特徴：隔月10日振込確認後速やかに送金 普徴：月末締め後送金				
年 次	13	所得照会、簡易申告書受付処理 特別徴収仮徴収額変更・決定（4.5.6月のみ）※所得増の場合 特別徴収追加候補者選定、判定 普通徴収決定通知書、普通徴収納入通知書作成・発送（新規分） 特別徴収追加依頼、各種異動（国保連経由） 特別徴収額追加依頼、各種異動結果取込（国保連経由） 特別徴収決定通知書、作成、発送（新規・更正分） 特別徴収決定通知書、作成、発送（更正分） 収納処理（消込・過誤納等）月計	所得照会、簡易申告書一覧作成	基準年齢について検討が必要（18歳～）。					
	14								
	15								
	16		特別徴収追加候補者選定、判定		2ヵ月毎、転入による資格取得、各種異動等				
	17		普通徴収決定通知書、普通徴収納入通知書作成・発送（新規分）		75歳到達者				
	18		特別徴収追加依頼、各種異動（国保連経由）		2ヵ月毎 ※各種異動：資格喪失等、仮徴収額変更、住所地特例の該当・非該当				
	19		特別徴収額追加依頼、各種異動結果取込（国保連経由）		2ヵ月毎				
	20		特別徴収決定通知書、作成、発送（新規・更正分）		2ヵ月毎、転入による資格取得、各種異動等				
	21		特別徴収決定通知書、作成、発送（更正分）		2ヵ月毎、転出による資格喪失、各種異動等				
	22		収納処理（消込・過誤納等）月計	収納情報管理	特徴：隔月10日振込、データ受取・消込 普徴：口振分消込（月末締め）				
月 次	23	滞納処分（督促状、催告書、執行停止、不納欠損等） 普通徴収決定通知書、普通徴収納入通知書作成・発送（新規・更正分） 納付誓約・分納、徴収猶予（受付、決定・却下・取消通知） 保険料減免（申請受付・決定通知・却下通知・取消通知）	収納処理（消込・過誤納等）日計	収納情報管理					
	24				催告書の回数・送付月について検討が必要。 年2、3回予定。				
	25				転入・転出による資格喪失等				
	26		徴収猶予対象者把握	市町村事務ではあるが、ガイドライン等の作成が必要か要検討。					
	27		保険料減免（審査）	要綱の作成。事実認定は市町村が行い、決定は広域が行うこととなる。					
随時									

	出力枚数	ワークシート	帳票一覧表														作成	承認	作成日	P.		
システム名	後期高齢者医療標準システム														資格管理							
項目番号	帳票名	リリース	出力先(※1)	サイクル						使用開始時期	用紙区分(※2)	使用用途	住民向け帳票	市町村システム(※3)	別紙参照先		補足					
VI	V2	V3	市町村	I	D	C	外郵便封	毎時	日次	月次	毎時	日次	月次	毎時	年次	用紙区分(※2)	別紙参照先	画面一覧	業務一覧			
1	後期高齢者医療被保険者証	○	● ○ ● ○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	専用帳票	後期高齢者医療の資格を有する証明書	○ ○	36(被保険者証交付) 51(被保険者証交付)	1.1.1 1.1.2 1.1.3 1.1.5 1.1.6 1.1.7 1.2.2	・年次については外部委託とする。(被保険者全員が対象であるため)	
1-1	後期高齢者医療被保険者証(毎時)	○	● ○ ○ ○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	専用帳票	後期高齢者医療の資格を有する証明書	○ ○	36(被保険者証交付) 51(被保険者証交付)	1.1.1 1.1.2 1.1.3 1.1.5 1.1.6 1.1.7 1.2.2	・毎時については市町村にて出力とする。	
1-2	後期高齢者医療被保険者証(月次)	○	○ ● ○ ○ ○					○	○	○	○	○	○	○	○	専用帳票	後期高齢者医療の資格を有する証明書	○ ○	36(被保険者証交付) 51(被保険者証交付)	1.1.1 1.1.2 1.1.3 1.1.5 1.1.6 1.1.7 1.2.2	・月次については広域連合基幹実施機に市町村にて出力とする。(日当たりの年齢別還済者が多い場合など、処理サイクルを調整していく。)	
2	後期高齢者医療被保険者資格取得のお知らせ	○	○ ●					○		平成20年3月	縦128mm×横91mm	専用帳票	年齢到達する者に被保険者証の発行を通知	○				1.1.3	月次で年齢別還済と併せて出力することを確定し、広域連合での実施実績後に、市町村にて出力する。			
3	後期高齢者医療被保険者証の返還通知書	○	● ○					○		平成20年4月	A4縦	カット紙	被保険者に被保険者証の返還を通知	○				1.1.6	※出力先候補中。 ※実務検討事項一覧参照			
4	後期高齢者医療被保険者証交付第	○	● ○					○		平成20年3月	A4縦	カット紙	被保険者証交付した被保険者の確認					1.1.1 1.1.2 1.1.3 1.1.7 1.2.2	※出力先候補中。 ※実務検討事項一覧参照			
5	後期高齢者医療未会のお知らせ	○	● ○					○		平成20年9月?	A4縦	カット紙	被保険者に未会への来会を通知	○				1.2.3 1.2.4 1.2.5	業務フローでは発行場所は市町村となっており、発行義務の実行は市町村にて行う。			
6	後期高齢者医療弁明の機会付与通知書	○	● ○					○		平成20年9月?	A4縦	カット紙	被保険者に弁明の機会を通知	○				1.2.6	業務フローでは発行場所は市町村となっており、発行義務の実行は市町村にて行う。			
7	後期高齢者医療短期被保険者証	○	● ○	○				○		平成20年9月?	縦128mm×横91mm	専用帳票	有効期間が短い後期高齢者医療の資格を有する証明書	○				1.2.3 1.2.4 1.2.5	住民との折衝窓口は市町村であることを踏まえると、出力は市町村と考える。			
8	後期高齢者医療短期被保険者証交付第	○	● ○					○		平成20年9月?	A4縦	カット紙	短期被保険者証を発行する被保険者の確認					1.1.5 1.1.2 1.2.4	住民との折衝窓口は市町村であることを踏まえると、出力は市町村と考える。			
9	後期高齢者医療被保険者資格証明書	○	● ○	○				○		平成21年9月?	縦128mm×横91mm	専用帳票	被保険者が資格を有している事の証明書	○		帳票(V3)		1.2.5	住民との折衝窓口は市町村であることを踏まえると、出力は市町村と考える。			
10	後期高齢者医療被保険者資格証明書交付第	○	● ○					○		平成21年9月?	A4縦	カット紙	被保険者資格証明書を交付した被保険者の確認					1.2.5	住民との折衝窓口は市町村であることを踏まえると、出力は市町村と考える。 入力元画面確認要			
11	後期高齢者医療被保険者証交付通知書	○	● ○	○				○		平成20年4月	A4縦	カット紙	障害認定の申請があった者に認定決定を通知	○				1.1.2	市町村にて受付・審査を行うことから、出力先は市町村と考える。 入力元画面確認要			
12	後期高齢者医療障害認定申請却下通知書	○	● ○	○				○		平成20年4月	A4縦	カット紙	障害認定の申請があった者に却下決定を通知	○				1.1.2	市町村にて受付・審査を行うことから、出力先は市町村と考える。 入力元画面確認要			
13	後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧	○	● ○					○ ○		平成20年4月	A4縦	カット紙	被保険者の負担割合の変更の確認					1.1.6	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。			
14	後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ	○	● ○					○ ○		平成20年4月	A4縦	カット紙	基準収入額適用申請の額度を通知	○				1.1.6	※出力先候補中。 ※実務検討事項一覧参照			
15	後期高齢者医療基準収入額適用申請求	○	● ○					○ ○		平成20年4月	A4縦	カット紙	基準収入額適用の申請書	○				1.1.1 1.1.2 1.1.3 1.1.6 1.2.1	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。			
16	後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書	○	● ○	○						平成20年4月	A4縦	カット紙	基準収入額適用申請の却下を通知	○				1.1.7	※出力先候補中。 ※実務検討事項一覧参照 入力元画面確認要			
17	後期高齢者医療一部負担金減額証明書	○	● ○	○						平成20年4月	A4縦	カット紙	一部負担金減額の証明書	○				1.2.6	※出力先候補中。 ※実務検討事項一覧参照 入力元画面確認要			
18	後期高齢者医療一部負担金減免及び値段算定申請却下通知書	○	● ○	○						平成20年4月	A4縦	カット紙	一部負担金減額申請の却下決定を通知	○				1.2.6	※出力先候補中。 ※実務検討事項一覧参照 入力元画面確認要			

【凡例】
出力先(※1): ○:帳票印刷可能な場所。 ●:出力先候補場所(日立系)

用紙区分(※2): 指定している用紙の区分を示す。

・専用帳票、カード=被保険者証などの用紙区分で事前にレイアウトを決定すると想定されるもの。

・規定帳票、市町村で予め模式が決められると想定されるもの。

・カット紙一括と内蔵を通常のA4、A3用紙など白紙の用紙に打ち出すもの。

市町村は「マニ」(※3)、総務省は「マニ」(※4)で印字するものを指す。

	出力設計	ワークシート	帳票一覧表														作成	承認	作成日	P.			
システム名	後期高齢者医療標準システム														業務名	資格管理							
項目番号	帳票名	リリース	出力先(※1)					サイクル					使用開始時期	用紙サイズ	用紙区分(※2)	使用用途	住民向け帳票	市町村システム(※3)	別紙参考		補足		
		V1	V2	V3	市町村	I D C	外部認証	毎時(CM)	日次(CM)	月次(CM)	毎時(RAT)	日次(RAT)	月次(RAT)	年次(RAT)				面面一覧	業務DB-				
19	後期高齢者医療一部負担金免除証明書	○	●	○				○							平成20年4月	A4縦	カット紙	一部負担金免除の証明書	○	66(一部負担金免除申請受付)	1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
20	後期高齢者医療一部負担金収納予証明書	○	●	○				○							平成20年4月	A4縦	カット紙	一部負担金収納予の証明書	○	66(一部負担金免除申請受付)	1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
21	後期高齢者医療一部負担金減免等証明書交付簿	○	●	○								○			平成20年4月	A4縦	カット紙	一部負担金に関する証明書を交付した者の確認			1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
22	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書	○	●	○								○	○		平成20年4月	A4縦	カット紙	入院時の食事の自己負担額減額の中誤書	○		1.2.1 1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
23	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定期	○	●	○				○							平成20年4月	縦128mm×横91mm 専用帳票		限度額適用・標準負担額減額認定期の証明書	○	66(限度額適用・標準負担額減額認定期申請)	1.1.6 1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
24	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定期切下通知書	○	●	○				○							平成20年4月	A4縦	カット紙	限度額適用・標準負担額減額認定期の却下を通知	○	66(限度額適用・標準負担額減額認定期切下通知)	1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
25	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定期の返送通知書	○	●	○								○			平成20年4月	A4縦	カット紙	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定期の返送を通知	○		1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
26	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定期交付簿	○	●	○								○			平成20年4月	A4縦	カット紙	限度額適用・標準負担額減額認定期を交付した者の確認			1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
27	後期高齢者医療特定疾病療養受療証	○	●	○				○							平成20年4月	縦128mm×横91mm 専用帳票		特定疾患療養の更療證明	○	72(特定疾患療養受療申請受付)	1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
28	後期高齢者医療特定疾病認定期申請却下通知書	○	●	○				○							平成20年4月	A4縦	カット紙	特定疾患認定期の却下を通知	○	72(特定疾患療養受療申請受付)	1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
29	後期高齢者医療特定疾病療養受療証交付簿	○	●	○								○			平成20年4月	A4縦	カット紙	後期高齢者医療特定疾患療養受療証交付者の確認			1.2.6	※出力先検討中。 ※業務検討事項一覧参考 入力元画面表示要	
30	後期高齢者医療負担区分等証明書	○	●	○				○							平成20年4月	A4縦	カット紙	転出者に対する負担区分の証明書	○	62(負担区分等証明書発行)	1.1.4	受付が市町村であるため、出力先は市町村と考える。	
31	後期高齢者医療負担区分等証明書交付簿	○	●	○								○			平成20年4月	A4縦	カット紙	負担区分等証明書を交付した被保険者の確認				交付結果を市町村が把握できるため、出力先は市町村と考える。	
32	後期高齢者医療広域内異動者一覧	○	●	○					○(定期)						平成19年10月	A4縦	カット紙	広域市区町村間異動者データの確認			1.1.6	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
33	後期高齢者医療資格突合確認対象者一覧	○	●	○					○						平成20年2月	A4縦	カット紙	参照用住基・外国人・住登外者と被保険者合帳の整合性の確認				広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
34	後期高齢者医療住民異動ファイルエラーリスト	○	●	○						○					平成19年10月	A4縦	カット紙	住民異動取扱いにてエラーとなった対象者を確認する。				広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
35	後期高齢者医療被保険者台帳更新エラーリスト	○	●	○						○					平成19年10月	A4縦	カット紙	被保険者台帳の更新時にエラーとなった対象者を確認する。				広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
36	後期高齢者医療75歳到達者一覧	○	●	○						○					平成20年3月	A4縦	カット紙	75歳年齢到達する人を確認する。				広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
37	適用除外者異動一覧	○	●	○						○					平成20年4月	A4縦	カット紙	適用除外者に対して異動が発生した人を確認する。				広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
38	異動確認リスト	○	●	○						○					平成19年10月	A4縦	カット紙	住民異動登録時に異動取扱時に警告対象となった人を確認する。				広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	

【凡例】

出力先(※1)：○：帳票印刷可能な場所。 ●：出力先推奨場所(日立案)

用紙区分(※2)：指定している用紙の区分を示す。

・専用帳票、カード・被保険者証などその用紙専用で専用にレイアウトを決定すると想定されるもの。

・想定帳票一市町村で予め様式が決められると想定されるもの。

・カット紙一律と内容を通常のA4、A3用紙など白紙の用紙に打ち出すもの。

市町村システム(※3)：標準システム外で印刷するものを想定。

- 目次 -

1. 資格管理編.....	4
2. 施設業務編.....	42
3. 収納業務編.....	62
4. 給付業務編.....	90

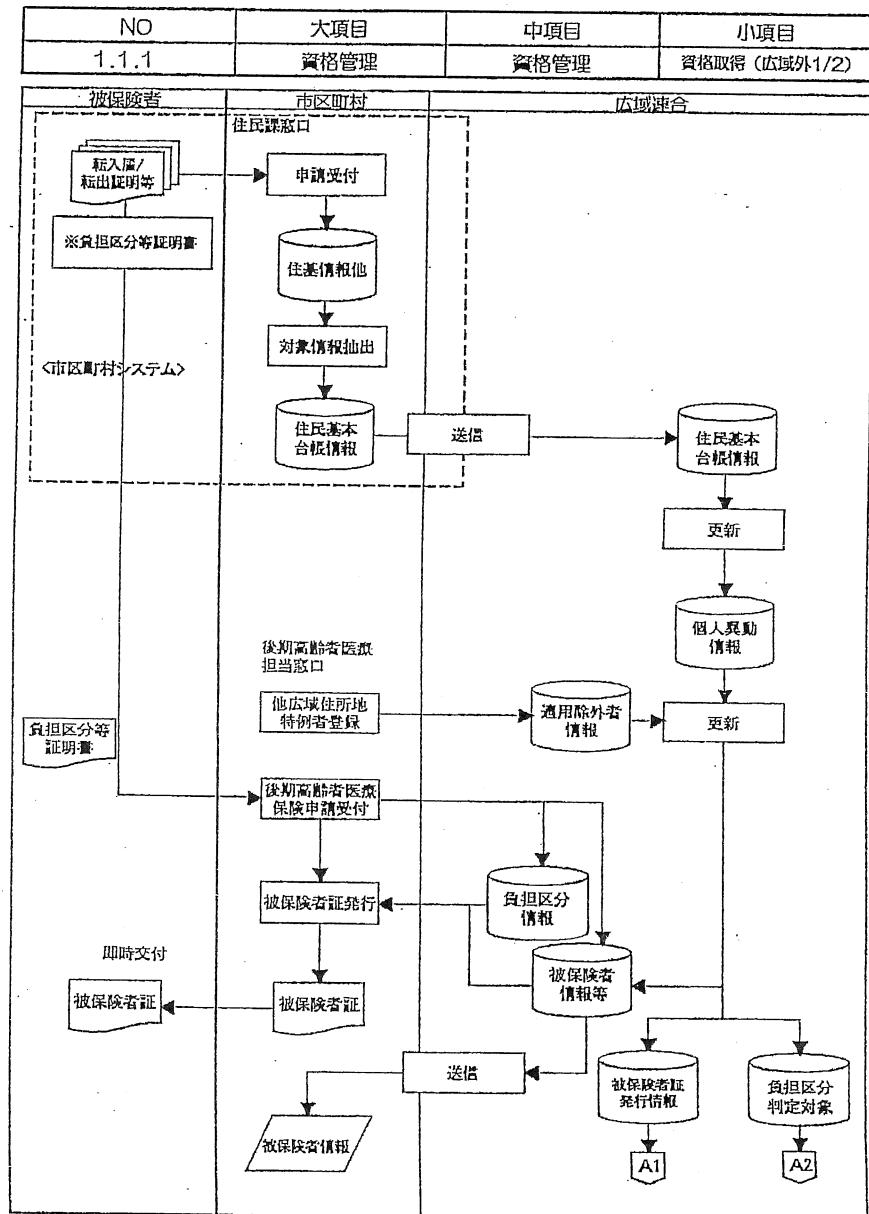
後期高齢者医療 広域連合電算処理システム
システム仕様書 第1.2版

別添1 業務フロー編

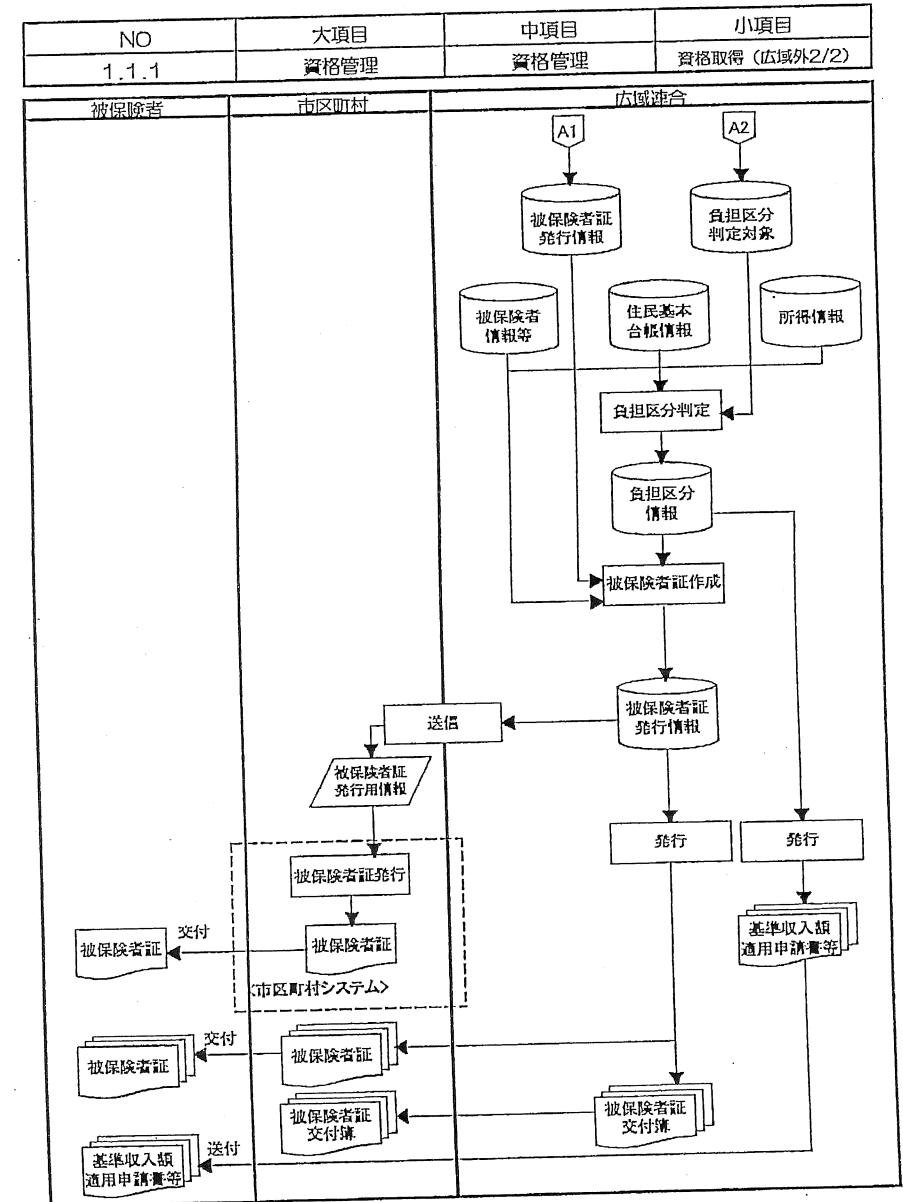
※現在想定している運用を元にした標準システムに関する業務フローであり、今後の制度明確化により、変更になる可能性がある。

1. 資格管理編

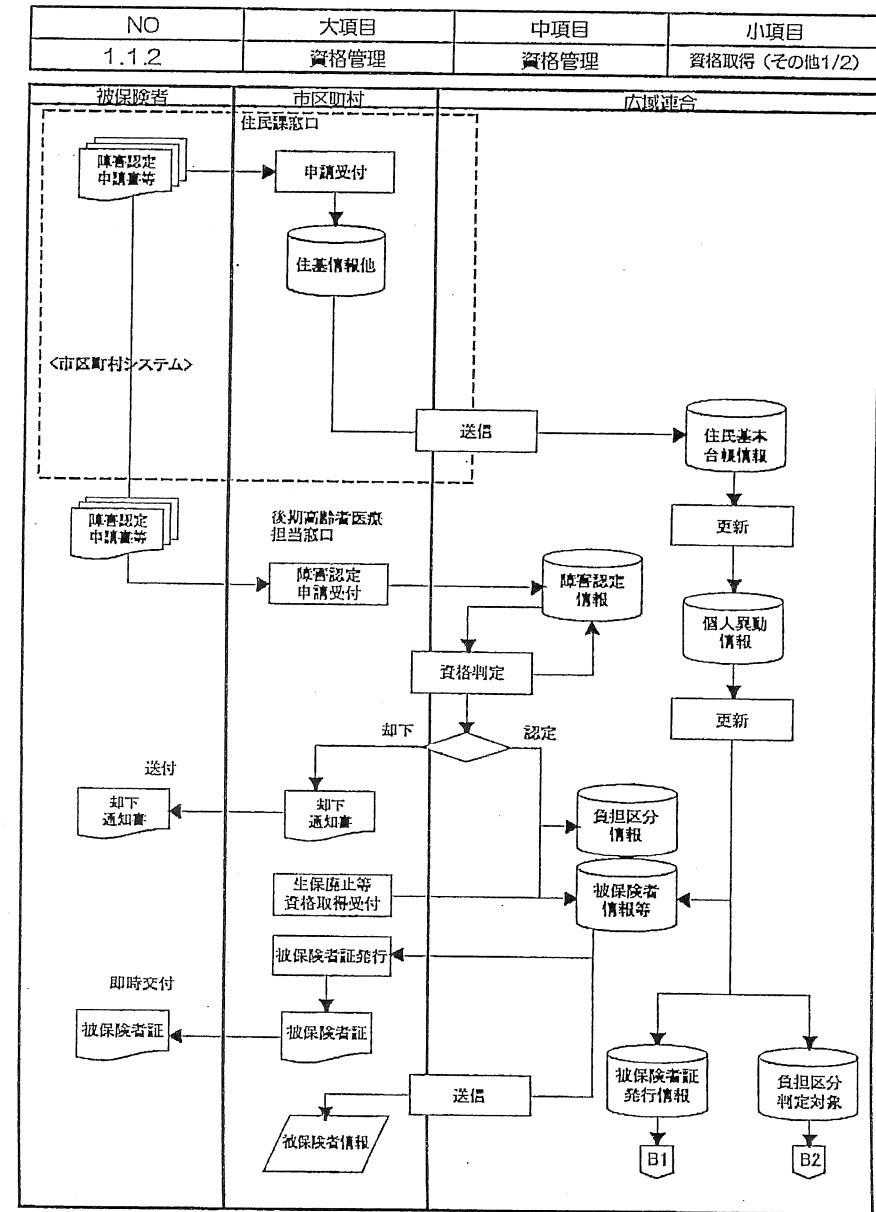
NO	大項目	中項目	小項目		
1. 1. 1	資格管理	資格管理	資格取得(広域外 1/2)		
被保険者	市区町村	広域連合			
		1 他の広域連合からの転入により資格取得した者の住基情報等(世帯単位)を送信する(日次)。 他広域住所地特例者(※1)を適用除外者情報に登録する。			
2 被保険者証の即時交付を行う際は、窓口端末から必要な情報を直接登録する。 負担区分等証明書を持参した者については、窓口端末からその情報を直接入力する。					
3 窓口端末にて広域連合から被保険者番号を取得し、被保険者証を交付する。					
4 市区町村から送信された住民基本台帳情報を取得する。					
5 市区町村から取得した住民基本台帳情報をもとに個人異動情報を更新する。					
6 個人異動情報をもとに、被保険者情報を更新する。					
7 登録結果に基づき、被保険者情報を作成し、市区町村へ送信する。					
様式					
1. 後期高齢者医療被保険者証 2. 被保険者情報					
備考					
※1 他県の広域連合が管理している被保険者を指す。					



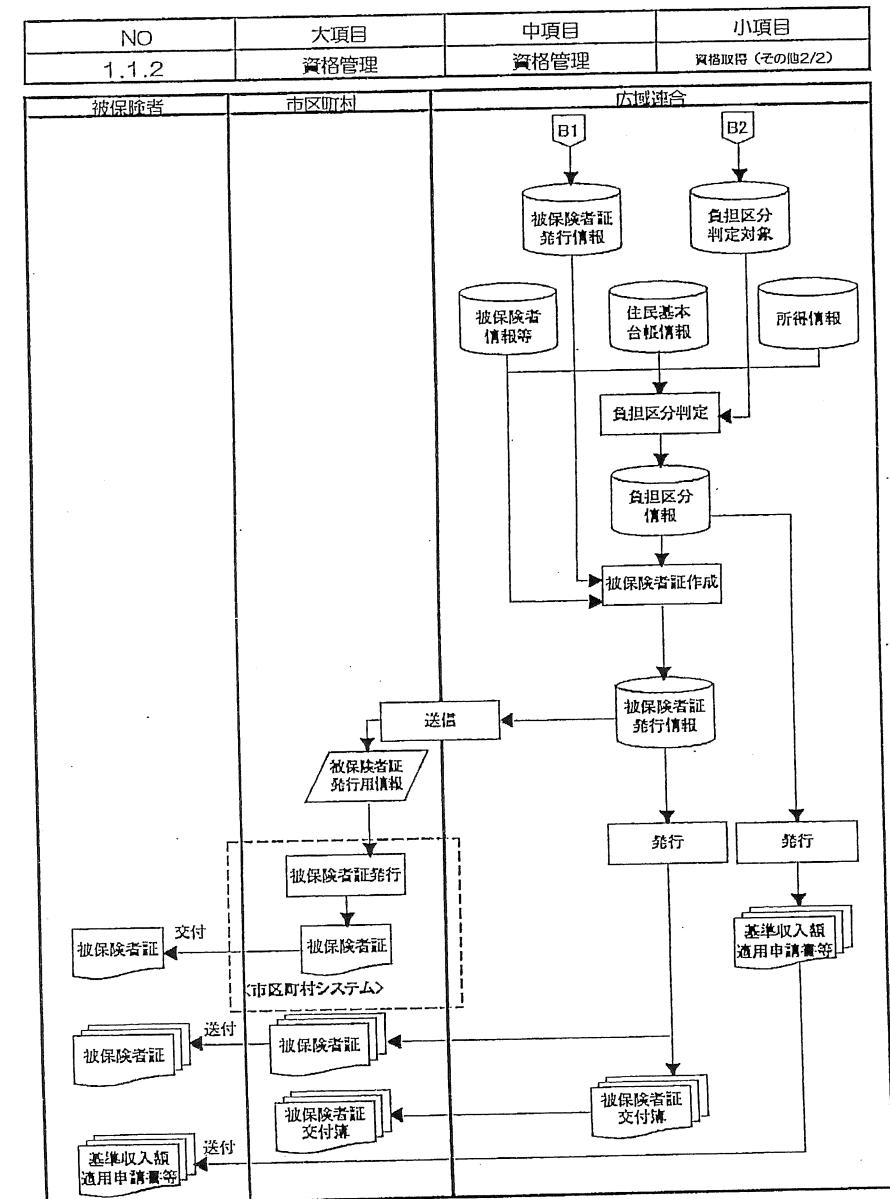
NO	大項目	中項目	小項目
1. 1. 1	資格管理	資格管理	資格取得(広域外 2/2)
被保険者	市区町村	広域連合	
	<p>※ 個人異動情報を窓口端末から直接登録した内容と差異がある場合は、被保険者証を再作成する。</p> <p>※ 広域連合にて、被保険者証発行情報を登録されていない被保険者については作成しない。</p>		
	<p>8 被保険者情報に登録された者について、所得情報／世帯構成を参照し、負担区分を判定する。</p> <p>9 広域連合にて、被保険者証発行情報を登録されていない被保険者については作成しない。</p> <p>10 市区町村にて、被保険者証の一括発行を行い、被保険者へ送付する。</p> <p>11 広域連合にて負担区分を判定し、基準収入額適用申請書を作成し市区町村に送付する。</p>		
様式	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者証発行用情報 2. 後期高齢者医療被保険者証交付簿 3. 後期高齢者医療被保険者証 4. 後期高齢者医療基準収入額適用申請書・勧奨通知 		
備考			



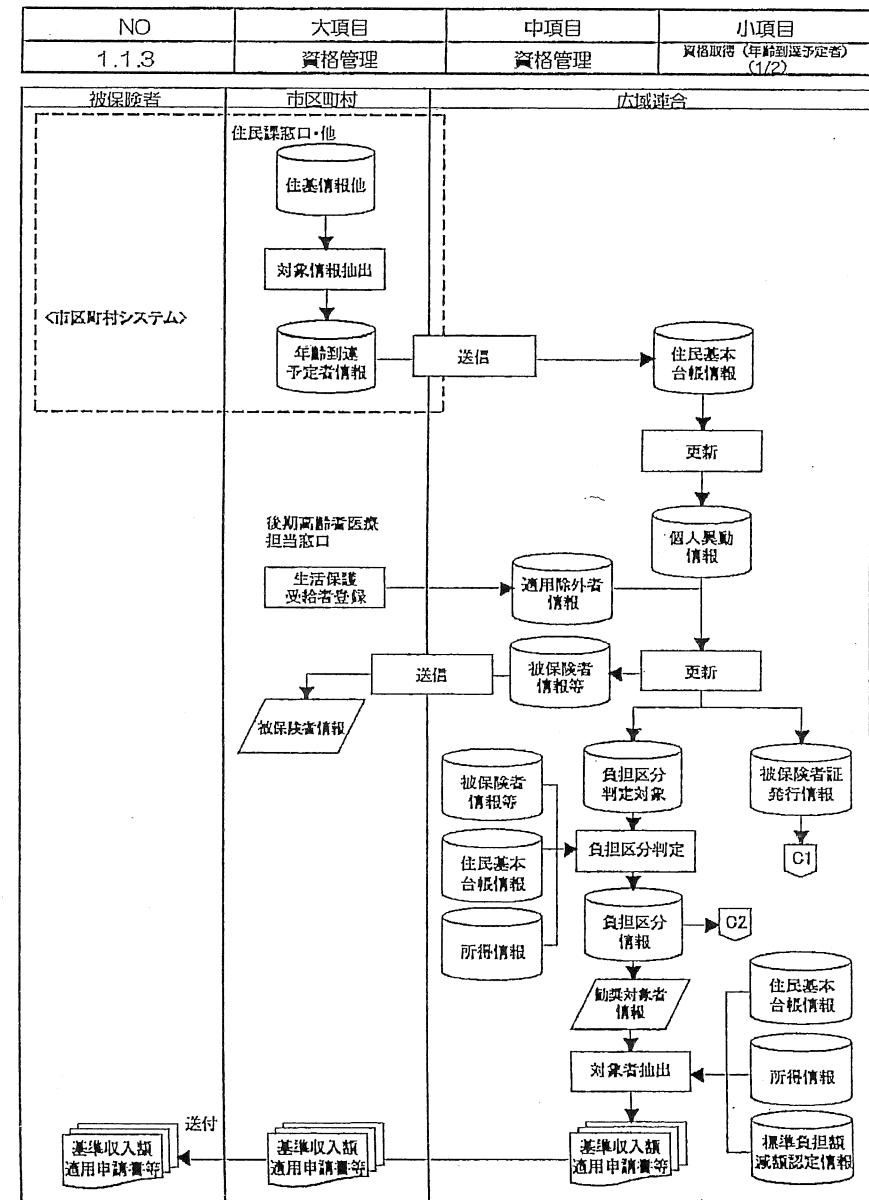
NO	大項目	中項目	小項目	
1. 1. 2	資格管理	資格管理	資格取得(その他1/2)	
被保険者	市区町村	広域連合		
	<p>1 障害認定等により資格取得する者の住基情報等(世帯単位)を送信する(日次)。</p> <p>2 市区町村から提供の生保廃止の情報、障害認定により申請のあった者の情報を窓口端末から直接入力する。</p> <p>3 障害認定により申請のあった者の資格取得の判定を行い、又は却下の場合は、却下通知を作成し送付する。</p> <p>4 窓口端末にて広域連合から被保険者番号を取得し、被保険者証を交付する。</p> <p>※ 個人異動情報を窓口端末から直接登録した内容と差異がある場合は、被保険者証を再作成する。</p>	<p>5 市区町村から送信された住民基本台帳情報を取得する。</p> <p>6 市区町村から取得した住民基本台帳情報をもとに個人異動情報を更新する。</p> <p>7 個人異動情報をもとに、被保険者情報を更新する。</p> <p>8 登録結果に基づき、被保険者情報を作成し、市区町村へ送信する。</p>		
様式	<p>1. 後期高齢者医療被保険者証 2. 被保険者情報 3. 後期高齢者医療障害認定申請却下通知書</p>			
備考				



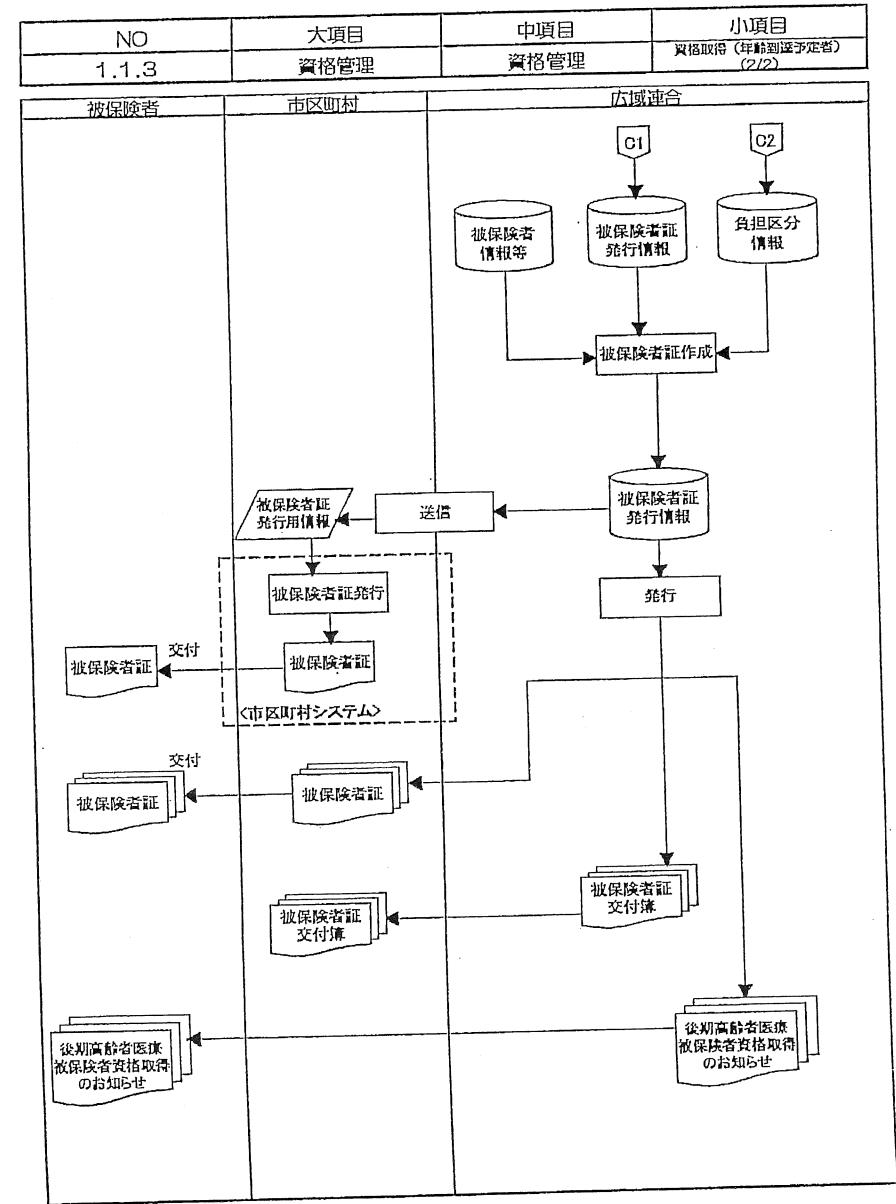
NO	大項目	中項目	小項目		
1.1.2 資格管理 資格管理 資格取得(その他 2/2)					
被保険者	市区町村	広域連合			
		<p>9 被保険者情報に登録された者について、所得情報／世帯構成を参照し、負担区分を判定する。</p> <p>※ 負担割合の情報が登録されていない被保険者については作成しない。</p> <p>10 広域連合にて、被保険者証発行情報を作成し、市区町村へ送付する。</p> <p>※ 広域連合にて、被保険者証の一括発行も可能。</p> <p>11 市区町村にて、被保険者証の一括発行を行い、被保険者へ送付する。</p> <p>12 広域連合にて負担区分を判定し、基準収入額適用申請書を作成し市区町村に送付する。</p>			
様式	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者証発行用情報 2. 後期高齢者医療被保険者証交付簿 3. 後期高齢者医療被保険者証 4. 後期高齢者医療基準収入額適用申請書・勧奨通知 				
備考					



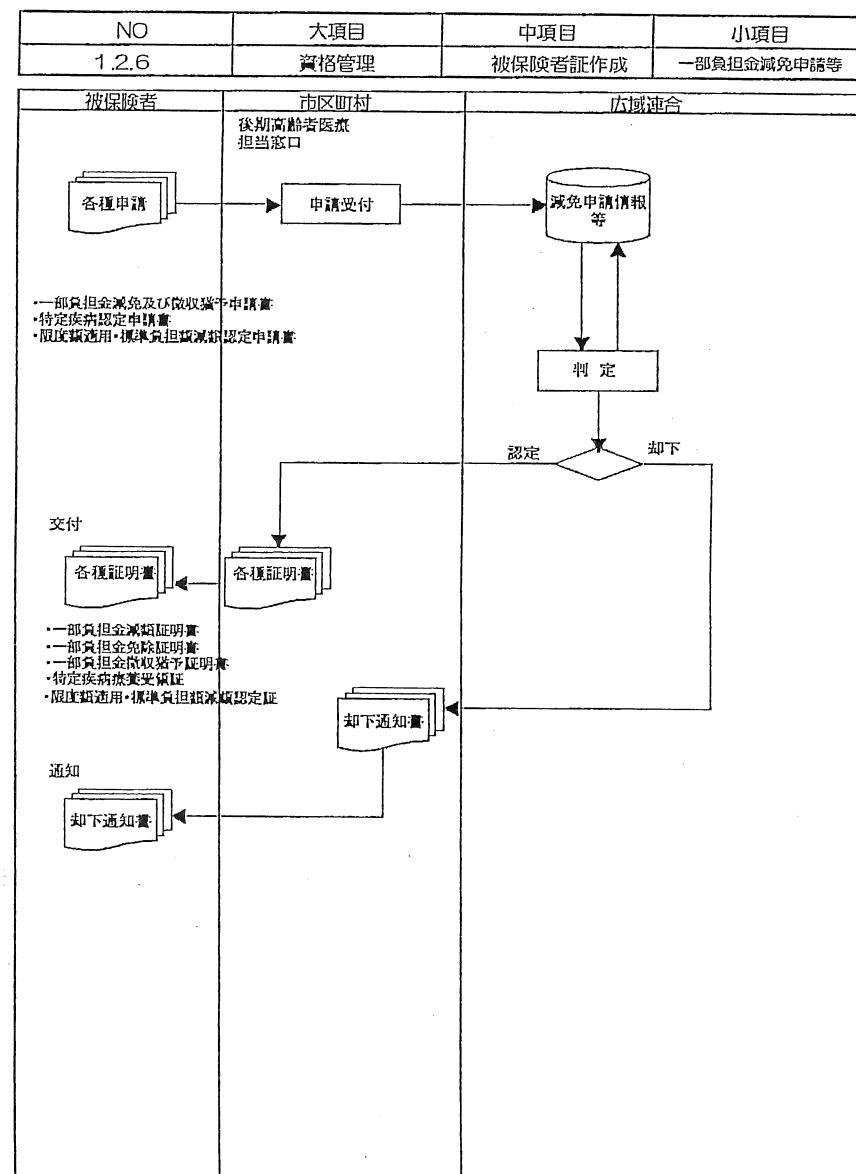
NO	大項目	中項目	小項目		
1. 1. 3	資格管理	資格管理	資格取得(年齢到達予定者)(1/2)		
被保険者	市区町村	広域連合			
		<p>1 年齢到達予定者の住基情報等(世帯単位)を送信する(月次)。</p> <p>2 年齢到達予定者のうち、生活保護受給者を適用除外者情報に登録する。</p> <p>3 市区町村から送信された年齢到達予定者情報を取得する。</p> <p>4 年齢到達予定者情報を取得し、住民基本台帳情報に登録する。</p> <p>5 住民基本台帳情報から75歳到達対象者を抽出し、個人異動情報に登録する。</p> <p>6 個人異動情報をもとに、被保険者情報を更新する。</p> <p>7 登録結果に基づき、年齢到達した被保険者のみ被保険者情報を作成し、市区町村へ送信する。</p> <p>8 被保険者情報に登録された者について、所得情報／世帯構成を参照し、負担区分を判定する。</p> <p>※ 負担割合の情報が登録されていない被保険者については作成しない。</p> <p>9 広域連合にて負担区分を判定し、基準収入額負担申請適用書を作成し市区町村に送付する。</p>			
様式					
1. 被保険者情報 2. 後期高齢者医療基準収入額適用申請書・勧奨通知					
備考					



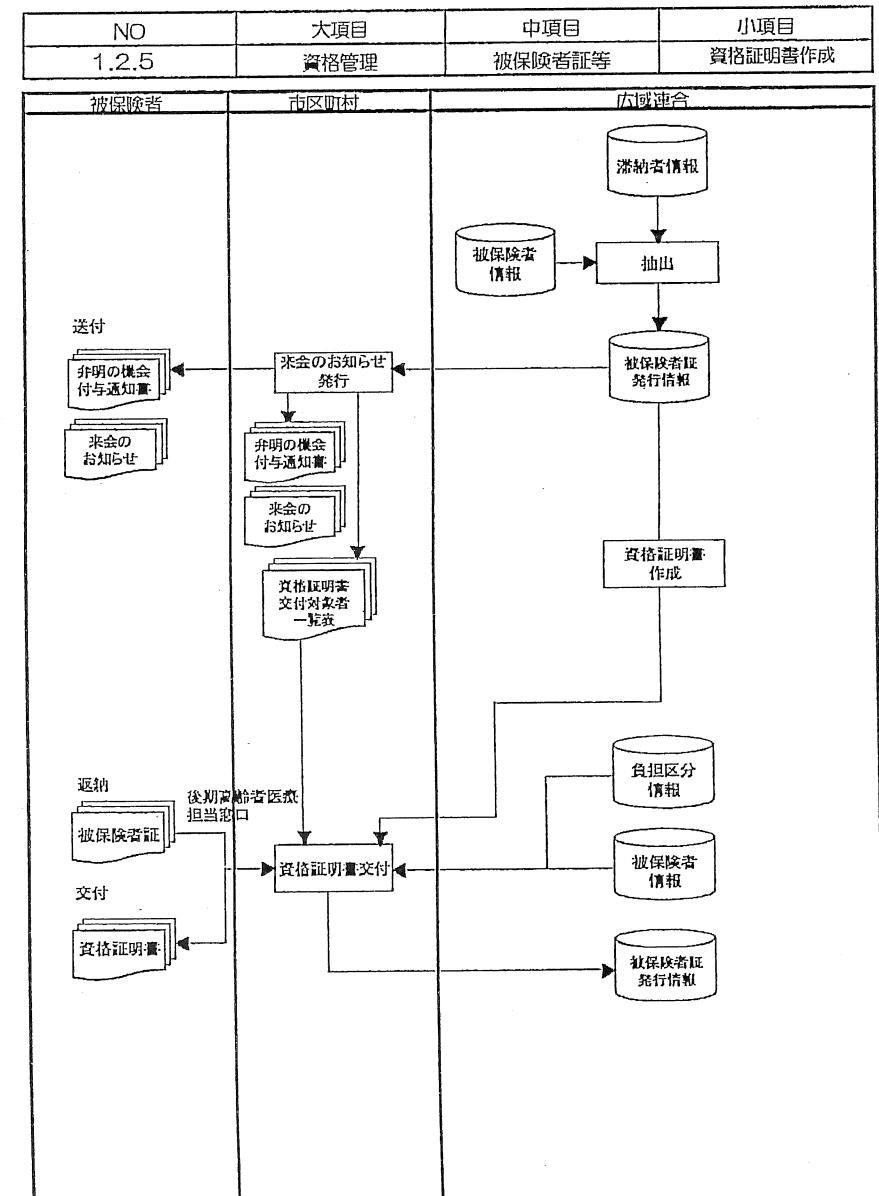
NO	大項目	中項目	小項目		
1.1.3 資格管理 資格管理 資格取得(年齢到達予定者)(2/2)					
被保険者	市区町村	広域連合			
<p>10 広域連合にて、被保険者証発行情報を作成し、市区町村へ送付する。 ※ 広域連合にて、被保険者証の一括発行も可能。</p> <p>11 市区町村にて、被保険者証の一括発行を行い、被保険者へ送付する。</p>					
様式 <ul style="list-style-type: none"> 1. 被保険者証発行用情報 2. 後期高齢者医療被保険者証交付簿 3. 後期高齢者医療被保険者証 4. 後期高齢者医療被保険者資格取得のお知らせ 					



NO	大項目	中項目	小項目
1. 2. 6	資格管理	被保険者証作成	一部負担金減免申請等
被保険者	市区町村	広域連合	
	1 被保険者からの申請書類を受付、窓口端末より申請内容を減免申請情報等へ登録する。 申請内容は以下の通り ・一部負担金減免及び徴収猶予申請 ・特定疾病認定申請 ・限度額適用・標準負担額減額申請 ・減額申請	2 申請内容を確認し、証の発行又は却下を判定し、減免申請情報等へ登録する。 3 判定結果に基づき、当該の証明書又は却下通知書を作成し、市区町村に送付する。 4 証明書又は却下通知書を被保険者に交付(通知)する。	
様式	1. 後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書、同却下通知書 2. 後期高齢者医療一部負担金減額証明書 3. 後期高齢者医療一部負担金免除証明書 4. 後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書 5. 後期高齢者医療特定疾病認定申請書、同受領証、同却下通知書 6. 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書、同認定証、同却下通知書		
備考			



NO	大項目	中項目	小項目		
1.2.5	資格管理	被保険者証作成	資格証明書作成		
被保険者	市区町村	広域連合			
		1 被保険者情報、滞納者情報から、資格証明書交付対象者を抽出する。 2 抽出情報から資格証明書交付対象者一覧表を作成する。 3 資格証明書交付対象者へ来会通知等を作成し、被保険者へ送付する。 4 資格証明書交付対象者一覧情報を照会・出力する。 ※ 滞納者情報から滞納状況、有効期限等を確認する。 ※ 被保険者との折衝により、資格証明書の交付額を決定する。 5 旧短期被保険者証を回収し、資格証明書を交付する。 6 資格証明書交付の情報を被保険者証発行情報へ登録する。			
様式					
1. 後期高齢者医療被保険者資格証明書 2. 後期高齢者医療来会のお知らせ 3. 後期高齢者医療弁明の機会付与通知書					
備考					



	出力 計	ワーク シート	帳票一覧表															作成	承認	作成日	P.		
システム名	後期高齢者医療標準システム															賦課業務							
項目番号	帳票名	リリース		出力先(※1)			サイクル						使用開始時期	用紙サイズ ・向き	用紙区分(※2)	使用用途	住民向け帳票	市町村システム(※3)	別紙参照先		補足		
		V1	V2	V3	市町村	I D C	外部委託	毎時 (ONL)	日次 (ONL)	月次 (ONL)	毎時 (BAT)	日次 (BAT)	月次 (BAT)	年次 (BAT)					画面一覧	業務カート			
1	所得照会者市区町村別一覧	○		●	○							○	○		A4 横	カット紙	市区町村別の所得照会する対象者一覧				2.1	広域連合で処理した結果をもとに、市町村にて出力。	
2	所得照会書	○		●	○							○	○		A4 縦	カット紙	1月2日以降の輸入者に対して、前市区町村宛に送付する所得照会書				2.1	広域連合で処理した結果をもとに、市町村にて出力。 ※※※※※※※※※※※※※※	
3	簡易申告書	○		●	○							○	○		A4 縦	規定帳票	未申告者に対し送付する簡易申告書	○	4(所得入力)	2.1		広域連合で処理した結果をもとに、市町村にて出力。	
4	減免却下通知		○	●	○		○								A4 縦	カット紙	保険料減免の却下通知	○	5(保険料減免申請)	2.2		広域連合で処理した結果をもとに、市町村にて出力。 ※※※※※※※※※※※※※※	
5	減免決定済被保険者一覧表		○	○	●					○					A4 横	カット紙	保険料減免の決定済被保険者を把握するための一覧			2.2	2.8	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
6	減免決定通知		○	●	○		○								A4 縦	カット紙	保険料減免の決定通知	○	5(保険料減免申請)	2.2		広域連合で処理した結果をもとに、市町村にて出力。 ※※※※※※※※※※※※※※	
7	仮計算書		○	●	○		○								A4 縦	カット紙	仮計算の結果(保険料台帳の様式で出力)	○	12(仮計算)			※※※※※※※※※※※※※※	
8	算定結果総括表	○		○	●							○			A4 横	カット紙	総括表			2.3, 2.4	2.5	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
9	所得・課税情報エラーリスト	○		○	●							○	○		A4 横	カット紙	所得・課税情報取り込み時のエラーデータ確認リスト				2.1		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。
10	所得・課税情報警告リスト	○		○	●							○	○		A4 横	カット紙	所得・課税情報取り込み時の警告データ確認リスト				2.1		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。
11	所得・課税情報更新リスト	○		○	●							○	○		A4 横	カット紙	所得・課税情報の取り込み時の更新データ確認リスト				2.1		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。
12	賦課内訳表	○		○	●							○			A4 横	カット紙	市区町村別賦課額等を把握するためのリスト			2.3, 2.4	2.5	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
13	軽減該当者一覧表	○		○	●							△	○		A4 横	カット紙	軽減該当者を把握するためのリスト				2.4, 2.5		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。 ※※※※※※※※※※※※※※
14	限度超過者一覧表	○		○	●							△	○		A4 横	カット紙	限度超過者の把握するためのリスト				2.4, 2.5		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。 ※※※※※※※※※※※※※※
15	不均一賦課対象者一覧表	○		○	●							△	○		A4 横	カット紙	不均一賦課被保険者を把握するためのリスト				2.4, 2.5		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。 ※※※※※※※※※※※※※※
16	未申告者一覧表	○		○	●							○	○		A4 横	カット紙	未申告者を把握するためのリスト				2.4, 2.5		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。 ※※※※※※※※※※※※※※
17	保険料算定結果	○		○	●							○	○		A4 横	カット紙	保険料算定結果を確認するためのリスト				2.4, 2.5	2.6	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。 ※※※※※※※※※※※※※※
18	保険料台帳	○		●	○		○					○	○		A4 縦	カット紙	被保険者毎の賦課算定結果台帳		9(賦課帳票発行)	2.7			必要に応じ、市町村にて出力する。 ※※※※※※※※※※※※※※
19	確認リスト		○	○	●							○			A4 横	カット紙	異動賦課対象者を把握するためのリスト				2.6		広域連合で処理した結果を市町村へ配布。
20	後期高齢者医療保険料額決定通知書		○	○	●		○					○	○		A4 縦	規定帳票	被保険者へ保険料決定をお知らせする通知書	○	8	9(賦課帳票発行)	2.7		随時オンラインでは市町村にて出力し、バッチ処理では広域連合にて出力し、市町村へ配布。 なお、期割額を1枚の様式にて出力する場合は、市町村システムにてカスタマイズとなる。

【凡例】

出力先(※1): ○:帳票印刷可能な場所。 ●:出力先推奨場所(日立系)

用紙区分(※2): 想定している用紙の区分を示す。

専用帳票、カードー被保険者記などその用途専用で事前にレイアウトを決定すると想定されるもの。

規定帳票ー市区町村で予め様式が決められると想定されるもの。

カット紙ー枠と内容を通常のA4,A3用紙など白紙の用紙に打ち出すもの。

市町村システム(※3): 標準システム外で印刷するものを想定。

	出力 計	ワーク シート	帳票一覧表																作成	承認	作成日	P.		
項目名	後期高齢者医療標準システム																賦課業務							
項目番号	帳票名	リリース			出力先(※1)			サイクル						使用開始時期	用紙サイズ・向き	用紙区分(※2)	使用用途	住民向け帳票	市町村システム(※3)	別紙参照先		備足		
		V1	V2	V3	市町村	I D C	外部委託	毎時(CNL)	日次(CNL)	月次(CNL)	毎時(BAT)	日次(BAT)	月次(BAT)	年次(BAT)						画面一覧	業務フロー			
21	異動事由別集計表		○	○	●							○			A4 横	カット紙	賦課の異動事由別集計表					2.8	※※※※※※※※※※※※※※	
22	月次調定集計表		○	○	●							○			A4 横	カット紙	調定表					2.8	※※※※※※※※※※※※※※	
23	資格異動リスト		○	○	●							○			A4 横	カット紙	異動賦課対象のうち資格異動により賦課更正の対象となったデータの確認リスト					2.8	※※※※※※※※※※※※※※	
24	名寄せ候補者一覧		○	○	●						○				A4 横	カット紙	被保険者以外の住民が広域内転居した場合、転居前後の所得情報を粗付けを行うための一覧					2.1	※※※※※※※※※※※※※※	
25	世帯主エラーリスト	○		*	○					○		○	○		A4 横	カット紙	賦課期日に世帯主が複数または世帯主無し世帯の場合、確認するためのリスト					2.5 2.6	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。	
26	簡易申告書送付一覧	○		●	○						○	○			A4 横	カット紙	簡易申告書を送付した対象者を把握するための一覧					2.1		
27	保険料率試算結果	○			●						○				A4 横	カット紙	保険料率を試算した結果表						保険料率を決定するのは広域連合のため。	
28	後期高齢者医療暫定賦課保険料決定通知書(平成20年度用)	○	○	●							○				A4 縦	規定帳票	被保険者へ暫定保険料額決定をお知らせする通知書		○	△			広域連合にて出力し、市町村へ配布。 なお、割引額を1枚の様式にて出力する場合は、市町村システムにてカスタマイズとなる。	
29	後期高齢者医療仮収額決定通知書(平成20年度用)	○	○	●							○				A4 縦	規定帳票	被保険者へ仮収額決定をお知らせする通知書		○	△			広域連合にて出力し、市町村へ配布。 なお、割引額を1枚の様式にて出力する場合は、市町村システムにてカスタマイズとなる。	
30	後期高齢者医療暫定保険料額決定通知書	○	○	●							○				A4 縦	規定帳票	被保険者へ暫定保険料額決定をお知らせする通知書		○	△			広域連合にて出力し、市町村へ配布。 なお、割引額を1枚の様式にて出力する場合は、市町村システムにてカスタマイズとなる。	
31	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書	○	○	●		○					○				A4 縦	規定帳票	被保険者へ保険料額変更をお知らせする通知書		○	△	9(賦課帳票発行)		同時にオンラインで市町村にて再発行機能とし、 バッチ処理にて広域連合にて処理出し、市町村へ配布。 なお、割引額を1枚の様式にて出力する場合は、市町村システムにてカスタマイズとなる。	
32	減免対象者保険料確認リスト	○	○	●						○				A4 横	カット紙	減免決定済みの被保険者に保険料額変更があった場合の確認リスト					2.6	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。		
33	保険料情報I/F一覧表	○	○	●							○				A4 横	カット紙	保険料情報を送付した一覧					2.7	※※※※※※※※※※※※※※	
34	所得・課税未更新疑義リスト	○	○	●						○				A4 横	カット紙	市町村より送信されたデータと登録済の所得課税情報に変更がない場合、確認するリスト					2.1	広域連合で処理した結果を市町村へ配布。		
35																								
36																								
37																								
38																								
39																								
40																								

【凡例】

出力先(※1): ○: 帳票印刷可能な場所。 ●: 出力先推奨場所(日立製)

用紙区分(※2): 想定している用紙の区分を示す。

・専用帳票、カード—被保険者証などその用途専用で事前にレイアウトを決定すると想定されるもの。

・規定帳票—市町村で予め様式が決められる想定されるもの。

・カット紙—枠ごとに内容を通常のA4、A3用紙など白紙の用紙に打ち出すもの。

市町村システム(※3): 市町村システムで印刷するものを想定。

【凡例】

出力先(※1): ○:帳票印刷可能な場所。 ●:出力先推奨場所(日立製
三行二分(1M)、軒丸)。□:三行二分(2M)。

用紙区分(※2):想定している用紙の区分を示す。

・専用帳票、カード—被保険者証などその用途専用で事前にレイアウトを決定すると想定されるもの

・規定帳票一市区町村で予め様式が決められると想定されるもの。

・カット紙一枚と内容を通常のA4、A3用紙など白紙の用紙に打ち出すもの

吉野村・アーニ・パラモー、西浦・カニ・ヨウヤ中國オーストリアの相対

○所得照会・簡易申告について

平成 20 年度以降に関しては、システム仕様書の通り市町村において実施する事としたい。

平成 19 年度中に関してはまだ政省令等での明示はないが、市町村において実施する事としたい。今後、市町村へ協力依頼文書を発送する予定である。

既に国保や老人医療では所得照会を行っているため、主に転入してきた被用者保険加入者や世帯員・住所地特例者(県外)への所得照会事務が発生する。

※H20.4 特別徴収に向けて、H19.8 下旬頃より所得照会等準備作業を開始予定である。

(特徴データ締切 : H20. 1/16~1/25 市町村→国保連合会→1/31 までに年金保険者へ。)

7 5 歳到達予定者で新規の者については、なるべく早めに所得照会を行ってほしい。

また、所得照会データをセットアップデータに取り込みお願いしたい。

参考資料 : ①システム仕様書第 1.2 版 (所得把握)、②H19.6 国保連合会における取扱いについて、③準備作業スケジュール

○保険料納期の設定（期割）について

6月に所得情報を取得、本算定7月、期割（7—3月：9期）、暫定賦課は無しとしたい。ただし、特別の事情がある場合は市町村独自の判断に任せる。

・本算定を 7 月とした理由 : 通常、市町村の税情報確定月が 6 月であることから翌月が適当と思われるため。

・期割設定理由 : 別添意向調査の通り 7—2 月 (8 期) が最も多いが、対象者の 1 期当たりの負担を軽くし、より多くの納付機会を作るため 3 月までの 9 期と設定。

・暫定賦課をしない理由 : 県内では 8 市村が実施しているが、標準システム上、一部の市町村のみ暫定賦課を導入することはできないため。

参考資料 : ④4/19 実施意向調査、⑤都道府県意向調査

○賦課決定通知書、納入通知書について

特徴・普徴を含め、出力・発送は市町村にて実施する事としたい。様式については賦課決定・納入通知書を一葉とする事としたいがレイアウトについては市町村独自の判断に任せる。必須項目・任意項目を決定し、後日市町村へ連絡する。

参考資料 : ⑥システム仕様書第 1.2 版 (通知書等作成)、⑦通知書様式 (案)、
⑧データの流れ (図案)

後期高齢者医療 広域連合電算処理システム
システム仕様書 第1.2版

別添1 業務フロー編

※現在想定している運用を元にした標準システムに関する業務フローであり、今後の制度明確化により、変更になる可能性がある。

2. 賦課業務編

2. 1	保険料賦課	所得把握	
被保険者	市区町村	広域連合	
1 被保険者は被扶養者証明書を市区町村窓口へ提出する。 (被扶養者の把握方法等取扱は検討中)	2 市区町村が保有している所得・課税情報、及び被保険者から依頼・申請を受けた被扶養者情報等を広域連合へ送信する。	3 市区町村から送信された所得・課税情報、及び被扶養者情報等を所得情報、所得情報異動ログ、被保険者情報に受付ける。エラーチェックをおこない、正常・警告・エラーリストを作成、印刷する。	4 未申告の者、旧住所地への所得照会の必要な被保険者・構成員を抽出し、市区町村側で出力できるようにするため、ファイルを送付する。また、簡易申告書、所得照会書を広域連合でも出力を可能とする。 また、所得照会をしている被保険者の市区町村別の一覧および、簡易申告書の送付一覧を作成、画面照会、印刷する。
5 被保険者は簡易申告書を受領し、記入後市区町村へ送付する。	5 <旧住所地市区町村> 旧住所地市区町村は所得照会書を受領し、記入後市区町村へ送付する。 6 被保険者からの簡易申告書情報、旧住所地からの所得照会書の情報を広域連合に送付する。	7 所得情報に登録する。	
様式			
1. 簡易申告書 2. 所得照会書 3. 所得照会者市区町村別一覧 4. 簡易申告書送付一覧	5. 照会／申告者情報 6. 所得・課税情報エラーリスト 7. 所得・課税情報警告リスト 8. 所得・課税更新エラーリスト	9. 所得・課税未更新疑義リスト 10. 名寄せ候補者一覧	
備考			
<p>※ 簡易申告書、所得照会書による変更情報をもとに保険料の算定を行う。</p> <p>※ 簡易申告書、所得照会書による所得把握は、所得未申告の者、1月1日の住所が他市区町村の者について行う。</p> <p>※ 未申告の調査は年数回行う。</p> <p>※ 所得の把握は、市区町村が行う。</p> <p>※ 確定賦課以降の異動賦課向けの処理を可能とする。</p>			

NO	大項目	中項目	小項目
2.1	保険料賦課課	所得把握	

被保険者 **市区町村** **広域連合**

```

graph TD
    subgraph "被保険者"
        direction TB
        A[被扶養者証明書] --> B[所得・課税情報]
        A --> C[被扶養者情報]
        C --> D[受領]
        D --> E[簡易申告書]
        D --> F[所得照会書]
        E --> G[受領]
        G --> H[所得照会書回答]
        H --> I[所得・課税情報]
        I --> J[所得入力]
    end

    subgraph "市区町村"
        direction TB
        B --> K[エラーチェック]
        K -- 正常データ --> L[所得情報]
        K --> M[所得情報異動ログ]
        K --> N[被保険者]
        L --> O[照会申告者情報]
        O --> P[所得未申告者抽出]
        P --> Q[名寄せ候補者]
        Q --> R[所得照会対象被保険者抽出]
        R --> S[一覧作成・印刷]
        S --> T[マスタ登録]
        T --> U[所得情報]
        T --> V[所得情報異動ログ]
    end

    subgraph "広域連合"
        direction TB
        M --> W[所得・課税情報エラーリスト]
        M --> X[所得・課税情報警告リスト]
        M --> Y[所得・課税情報更新リスト]
        M --> Z[所得課税情報未更新疑義リスト]
        Z --> L
        Z --> M
        Z --> N
        S --> AA[簡易申告書送付一覧]
    end

```

被扶養者証明書 が **所得・課税情報**, **被扶養者情報** へ入力され、**受領** される。次に **簡易申告書** と **所得照会書** が発行される。
所得・課税情報 が **所得入力** へ入力される。
所得・課税情報 が **市区町村** の **所得情報**, **税情報**, **住基情報** へ蓄積される。
被扶養者情報 が **市区町村** の **被扶養者情報** へ蓄積される。
市区町村 の **所得・課税情報** が **エラーチェック** され、**正常データ** が **広域連合** の **所得情報**, **所得情報異動ログ**, **被保険者** へ蓄積される。
エラーチェック で検出された **所得・課税情報エラーリスト**, **所得・課税情報警告リスト**, **所得・課税情報更新リスト**, **所得課税情報未更新疑義リスト** が **広域連合** の **所得・課税情報** へ蓄積される。
所得未申告者抽出 が実行され、**名寄せ候補者** が抽出される。
所得照会対象被保険者抽出 が実行され、**所得照会対象被保険者** が抽出される。
所得照会対象被保険者 が **一覧作成・印刷** され、**簡易申告書送付一覧** が発行される。
一覧作成・印刷 が **マスタ登録** され、**所得情報** と **所得情報異動ログ** へ蓄積される。
簡易申告書 が **受領** され、**所得照会書回答** が発行される。
所得照会書回答 が **受領** され、**所得・課税情報** へ蓄積される。

広域連合で簡易申告書・所得照会書を出力することも可能とする。

介護・国保・後期高齢者保険料（税）の特別徴収

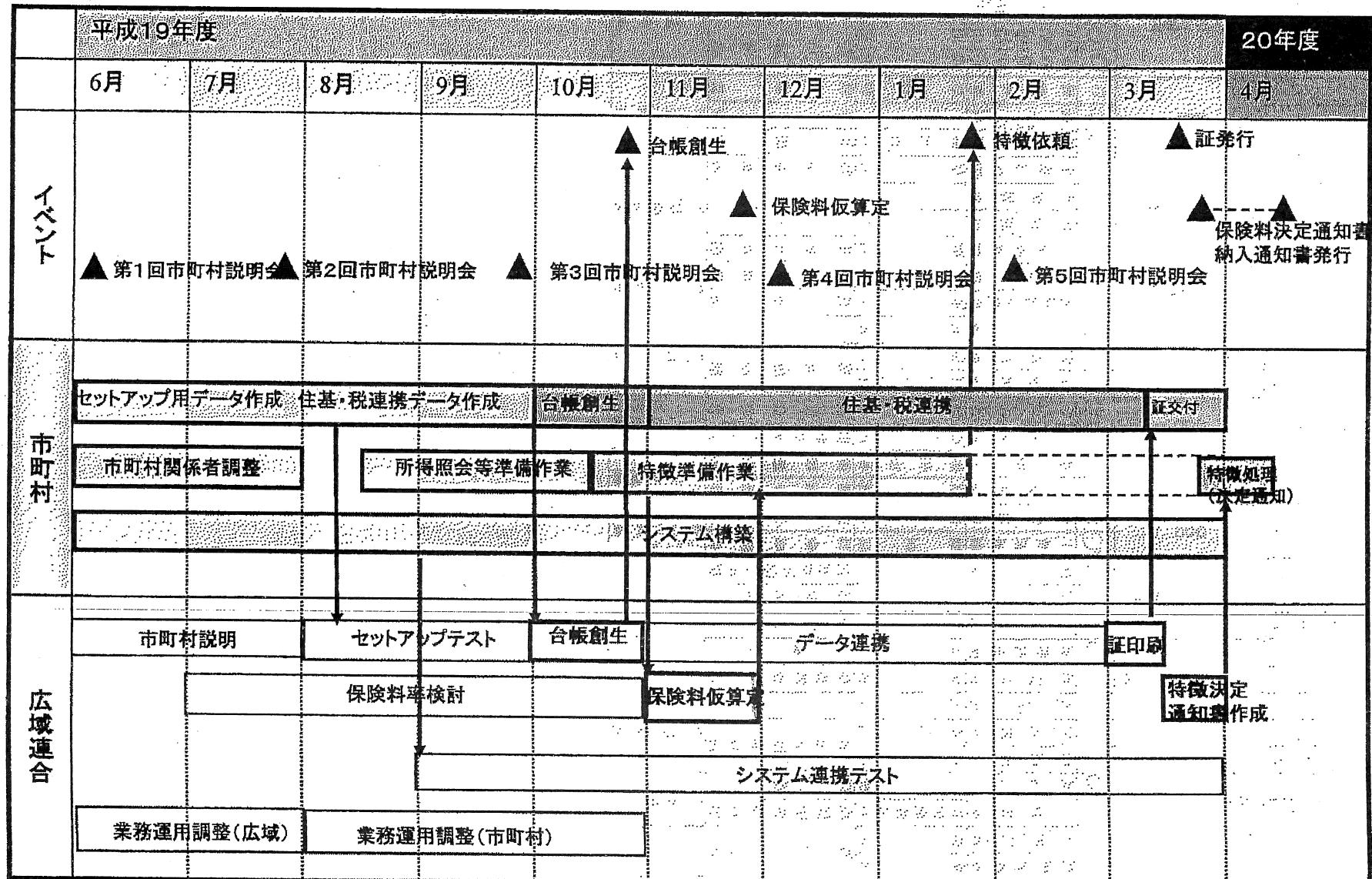
国保連合会における取扱いについて

平成 19 年 5 月 1 日付、厚生労働省保険局国民健康保険課
並びに高齢者医療制度施行準備室発文「事務連絡」より抜
粋

平成 19 年 6 月

沖縄県国民健康保険団体連合会

準備作業スケジュール



4. 保険料(税)の年金からの特別徴収にかかるスケジュール

■ 後期高齢者医療制度に関する調査票(平成19年4月19日実施)

○普通徴収に係る納期

- ※ ①各市町村の国保納期
②各市町村の納期を統一
③どちらでもよい

	①市町村	②連合	③△
1 那覇市	○		
2 宜野湾市		○	
3 石垣市	○		
4 浦添市	○		
5 名護市	○		
6 糸満市	○		
7 沖縄市	○		
8 豊見城市	○		
9 うるま市	○		
10 宮古島市	○		
11 南城市	○		
12 国頭村	○		
13 大宜味村	○		
14 東村	○	○	
15 今帰仁村		○	
16 本部町		○	
17 恩納村	○		
18 宜野座村	○		
19 金武町	○		
20 伊江村	○		
21 読谷村	○		
22 嘉手納町	○		
23 北谷町	○		
24 北中城村	○		
25 中城村	○		
26 西原町	○		
27 与那原町	○		
28 南風原町	○		
29 渡嘉敷村	○		
30 座間味村		○	
31 粟国村	○		
32 渡名喜村	○		
33 南大東村	○		
34 北大東村	○		
35 伊平屋村	○		
36 伊是名村		○	
37 久米島町		○	
38 八重瀬町	○		
39 多良間村		○	
40 竹富町	○		
41 与那国町	○		
合計	34	8	0

②の場合、暫定賦課実施の有無

- ※ ①実施有
②実施無
③どちらでもよい

■後期高齢者医療制度に関する調査票2(平成19年4月19日実施)

○平成19年度の国保税(料)率、納期の回数・実施月について

順位	市町村名	税種	医療分				介護分				回数	実施月	暫定賦課
			所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
1	那覇市	税	11.29	0	21,500	30,700	1.56	0	7,700	4,600	10期	6-3	×
2	宜野湾市	税	9.30	0	18,300	23,600	1.30	0	4,900	5,400	7期	7-1	×
3	石垣市	税	9.50	24.00	18,700	22,100	1.70	4.20	6,700	4,100	8期	7-2	×
4	浦添市	税	9.80	0	19,800	24,000	1.70	0	7,000	4,500	8期	7-2	×
5	名護市	税	9.00	37.00	17,500	22,000	1.40	4.00	4,300	3,600	8期	7-2	×
6	糸満市	税	10.50	36.50	19,700	25,000	2.20	5.10	6,900	4,700	8期	7-2	×
7	沖縄市	料	11.76	0	19,682	24,806	1.91	0	4,963	3,624	8期	7-2	×
8	豊見城市	税	11.10	33.00	17,600	27,800	0.88	3.70	6,500	4,100	8期	7-2	×
9	うるま市	税	10.20	0	16,000	24,000	2.10	0	6,500	5,000	8期	7-2	×
10	平良	税	8.50	35.00	18,000	20,000	1.00	4.15	6,100	3,600	8期	7-2	×
	城辺	税	7.50	50.00	11,500	13,000	1.20	6.50	4,500	2,700			
	宮古島市	税	10.00	49.58	15,000	21,000	1.20	9.20	4,000	3,600			
	伊良部	税	5.90	35.00	11,500	13,000	1.20	4.50	4,500	3,000			
	下地	税	5.90	41.00	11,500	13,000	1.10	5.60	4,000	2,500			
11	南城市	税	8.90	30.00	19,000	22,500	1.40	4.00	6,000	4,000	11期	4-2	4-7月
12	国頭村	税	7.80	37.00	14,500	17,000	1.50	8.00	6,800	5,500	8期	7-2	×
13	大宜味村	税	8.20	46.00	15,200	17,500	1.40	9.30	6,600	3,500	8期	7-2	×
14	東村	税	6.90	46.20	13,000	17,000	1.89	8.87	5,200	3,200	9期	5-1	5-7月
15	今帰仁村	税	9.65	51.00	16,500	21,000	1.41	8.88	5,200	2,900	8期	7-2	×
16	本部町	税	11.11	40.18	15,229	14,416	1.55	5.80	4,059	2,316	8期	7-2	×
17	恩納村	税	7.00	35.00	16,000	18,000	1.30	5.00	5,000	3,000	8期	7-2	×
18	宜野座村	税	7.00	40.00	14,000	17,000	1.20	6.00	5,000	3,000	8期	7-2	×
19	金武町	税	7.10	30.00	15,000	17,000	1.20	6.00	5,500	3,000	8期	7-2	×
20	伊江村	税	5.65	45.00	14,000	17,000	1.00	6.00	6,000	3,000	5期	4,7,10,12,2	4,7月
21	読谷村	税	7.90	0	16,000	20,000	1.30	0	6,000	4,000	7期	7-1	×
22	嘉手納町	税	5.66	46.21	16,000	20,000	1.05	6.80	6,300	4,500	8期	7-2	×
23	北谷町	税	8.30	30.00	23,000	28,000	1.10	4.00	5,300	4,200	8期	7-2	×
24	北中城村	税	7.80	15.00	21,800	23,800	1.30	0	6,000	5,000	8期	7-2	×
25	中城村	税	8.50	27.00	18,000	19,500	1.30	6.00	5,500	4,500	8期	7-2	×
26	西原町	税	8.50	30.00	17,000	20,000	1.35	0	5,500	3,300	8期	7-2	×
27	与那原町	税	8.50	32.00	20,000	21,000	1.37	6.00	6,100	3,600	9期	6-2	×
28	南風原町	税	9.50	0	20,500	24,700	0.95	0	6,900	4,500	10期	6-3	×
29	渡嘉敷村	税	5.60	25.00	14,000	16,000	0.80	12.00	2,900	5,000	6期	偶数月	4,6,8月
30	座間味村	税	6.00	30.00	14,000	16,000	0.50	10.00	5,300	2,800	7期	7-1	×
31	粟国村	税	5.00	50.00	8,000	15,000	1.20	7.00	5,100	3,100	6期	偶数月	4,6月
32	渡名喜村	税	8.00	45.00	18,000	17,000	1.50	15.90	5,000	2,500	6期	偶数月	4,6,8月
33	南大東村	税	6.50	25.00	21,000	21,000	1.20	7.00	6,000	3,500	6期	偶数月	4,6,8月
34	北大東村	税	5.00	25.00	22,000	30,000	1.00	12.00	7,000	6,000	4期	4,7,10,1	4,7月
35	伊平屋村	税	6.75	48.00	10,500	11,800	1.20	8.80	5,200	2,900	6期	7,8,10,12,1,2	×
36	伊是名村	税	6.80	45.00	14,000	19,000	1.20	6.60	5,200	2,800	6期	7,8,10,12,1,2	×
37	久米島町	税	8.50	35.00	15,000	24,000	1.30	7.90	5,700	3,200	8期	7-2	×
38	八重瀬町	東風平 具志頭	8.50	30.50	18,000	20,000	1.20	4.80	5,200	3,200	8期	7-2	×
39	多良間村	税	7.50	65.00	13,000	18,000	2.20	7.10	5,600	3,000	8期	7-2	×
40	竹富町	税	8.15	21.99	14,500	12,100	1.30	5.00	5,300	4,800	8期	7-2	×
41	与那国町	税	8.79	28.54	13,300	12,600	1.77	4.25	4,750	6,320	8期	7-2	×

No.	都道府県名	問1. 保険料の普通徴収に係る納期について			問2. 問1で「②各市町村の納期(期割)を統一する」とした場合、納期に係る月数等について					
		普通徴収に係る納期について	決定予定	①各市町村に任せる・②各市町村の納期(期割)を統一する・③その他、とした場合の理由	(1)納期の回数	(2)納期となる月	(3) (1)(2)とする理由・経緯	(4)暫定賦課による納期の有無	(5) (4)で「有」とした理由・経緯	(6) (4)で「有」の場合の当該納期の回数及び月
01	北海道	①各市町村に任せる	予定	普通徴収による保険料の納期は市町村の条例で定めることや市町村の実情に応じた事務が円滑に行われることで徴収事務の効率化を図るため						
02	青森県	④検討中								
03	岩手県	④検討中								
04	宮城県	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	被保険者の納付機会の公平性の確保や納期の相違に伴う収納事務の煩雑さを回避するため。なお、設立準備委員会において「普通徴収の納期については市町村の条例でそれぞれ定めることになるが、できるだけ統一した納期とする必要がある。」との決定を受けている	検討中					
05	秋田県	④検討中								
06	山形県	④検討中								
07	福島県	④検討中								
08	茨城県	④検討中								
09	栃木県	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	資格証明書や短期保険証などの交付基準及び保険料滞納者に対する滞納処分等の観点から統一性を図るため	検討中					
10	群馬県	①各市町村に任せる	予定	収納業務は市町村が主になるため、納期については各市町村の状況に応じたものにするのがよい						
11	埼玉県	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	統一した方が、被保険者に分かり易いことと、収納業務の効率化を図るため	8回	7月～2月	国保及び介護保険では、多くの市町村が7月本算定とし8回の納期としていることから、それに合わせる。ただし、市町村の条例事項であることから、市町村の実情に合わせ設定する	無		
12	千葉県	④検討中								
13	東京都	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	徴収事務は市区町村の事務であるため、それぞれの自治体で徴収条例を規定。「普通徴収の期割」は広域連合で統一することが望ましいという観点から、給付額を小さくするため、原則12回。それによれない場合は例外として各自治体の実情に合わせ規定	12回	4月～3月	問1理由欄参照	有	問1理由欄参照	3回(4・5・6月)
14	神奈川県	①各市町村に任せる	予定	市町村ごとに国保や介護の納期を参考にする等状況が異なるため						
15	新潟県	②各市町村の納期(期割)を統一する	決定	広域連合内で住所異動のあった場合の徴収額に大きな変更を生じさせないため。また、滞納が発生した場合の資格証の取扱いに県内で不均衡を生じさせないため	12回	4月～3月	介護保険料の納期を12期としている市町村が多数であること。また、1回あたりの負担を少なくするため、支払回数を12回とした	有	1回あたりの負担を少なくし、納付し易くするため	未定
16	富山县	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	納付機会の公平性及び事務(市町村ごとによる暫定賦課の有無や相違する納期による収納事務の煩雑及び周知業務)の効率化を図るため	8回	7月～2月	県内市町村の国保料(税)及び介護保険料の納期を参考に、大勢を占める納期を選定	無		

17	石川県	②各市町村の納期(期割)を統一する	決定	納付機会の衝平性及び事務(市町村ごとによる暫定賦課の有無や相違する納期による収納事務の煩雑及び周知業務)の効率化を図るため	12回	4月～3月	被保険者に対し、1ヶ月あたりの保険料額が説明しやすい。また、転出・死亡等の資格喪失の際、保険料の精算がしやすい	有	当県においては、賦課決定月を7月とするため	3回(4・5・6月)
18	福井県 (電話回答)	④検討中								
19	山梨県	②各市町村の納期(期割)を統一する	決定	連合内の転居等、同一の保険者として統一したほうが望ましい。統一により、納付書を広域システムで出力できるようにするため	8回	7月～2月	市町村への調査等をふまえ、妥当であると判断した	無		
20	長野県	①各市町村に任せる	予定	現在、国民健康保険料(税)の納期において、市町村ごとに相違があり、統一することは困難であるため						
21	岐阜県	②各市町村の納期(期割)を統一する	決定	県内異動時の保険料再賦課について、住民の理解が得られやすい。広域連合における滞納情報の管理(資格証発行の管理)が容易となる。市町村から広域連合への保険料の納付時期を統一して設定する事ができる	12回	4月～3月	納付期限を増やせば、1回あたりの納付額が少なくなり、住民の負担が軽減されるから	有	特別徴収に仮算定があるので、普通徴収にもあるべきであろうから	4回(4・5・6・7月)
22	静岡県	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	納付機会の衝平性及び事務(市町村ごとによる暫定賦課の有無や相違する納期による収納事務の煩雑及び周知業務)の効率化を図るため	8回	8月～3月	暫定賦課をせずに、できるだけ多くの納期を設定するため	無		
23	愛知県	①各市町村に任せる	予定	18年度実務者部会(保険料部会)で、協議をして保険料納期は、法上市町村が定めることになっており、国保、介護と同じ納期でないと市町村の事務量が増えるなどの理由から、市町村ごとで納期を定めるとの協議結果となった						
24	三重県	④検討中								
25	滋賀県 (電話回答)	②各市町村の納期(期割)を統一する	決定	仮算定の事務量が増えるため、各市町村と統一することで決定	9回	7月～3月	仮算定の事務量が増えるため、各市町村と統一することで決定	無		
26	京都府 (電話回答)	④検討中								
27	大阪府	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	納付機会を衝平にすることや事務の効率化のため(連合内で納期が違うこと及び支払回数に違いがあることにより同じ保険料でも1回当たりの支払額に相違が発生することは被保険者が理解しにくく、また連合内異動時における保険料の精算も複雑になるため事務が煩雑となるなど)	9回	7月～3月	所得情報の提供は6月1日以降のため、データ提供後、賦課を行うと、市町村への賦課額提供は6月中旬から下旬となり、その後、市町村が期割を行い、納額通知書を作成して発送することなどから考えると、6月末の納期設定は難しい。また特別徴収のための本算定データの提供締切が7月末であるため、8月以降の本算定はできない。以上の点から7月開始とし、また支払回数を多く確保するため3月までの9期とする	無		
28	兵庫県	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	同広域連合内の異動時における精算が容易。広域連合として収納情報管理が適正に行える等	検討中					
29	奈良県	④検討中								
30	和歌山县	④検討中								
31	鳥取県	④検討中								
32	島根県	④検討中								

29

33	岡山県	①各市町村に任せる	予定	各市町村にアンケートを実施した結果、「納期を統一しない」を希望するが、27市町村中19であったため								
34	広島県	①各市町村に任せる	決定	徴収体制など各市町の事情に合わせて設定したほうが統一するよりも効率的であると判断したため								
35	山口県	①各市町村に任せる	決定	納期の統一が困難なため(主な理由として、各市町の国保、介護と納期を合わせたいとの意見が大勢を占めたため)								
36	徳島県	②各市町村の納期(期割)を統一する	予定	納付機会の衝突性(転入した市町村民に対して、納期が統一していれば、周知しやすい)	8回	7月～2月	市町村へアンケート調査による結果を踏まえ、事業担当者会においては決定していないが、納期を8回とした場合、3月には滞納整理期間として設けておいた方がよい。		無			
37	香川県	④検討中										
38	愛媛県	④検討中										
39	高知県	①各市町村に任せる	予定	国保・介護保険の納期と同一としたい市町村があると考えられるため								
40	福岡県	②各市町村の納期(期割)を統一する※8月-3月:8期										
41	佐賀県	①各市町村に任せる※統一の方向で協議したが、不統一と	予定	統一の方向で検討したが、各市町村の電算部局の状況等が違う、統一が困難なため								
42	長崎県	②各市町村の納期(期割)を統一する※7月-3月:9期を原則とするが、これによりがたい場合は市町の判断とする	予定	納期については、高齢者の医療の確保に関する法律第109条及び各市町の国保料(税)や介護保険の納期等に基づき、各市町に任せるように考えているため(協議中)								
43	熊本県	①各市町村に任せる	決定	納期設定のアンケート調査を行った結果、納期の期割の相違もあり、納期の統一を希望しない市町村もあったため								
44	大分県	②各市町村の納期(期割)を統一する※7月-2月:8期										
45	宮崎県	④検討中										
46	鹿児島県	①各市町村に任せる	予定	資格管理部会において協議した結果、各市町村の実情に合った納期設定が好ましいため、納期を統一しない								
47	沖縄県	①各市町村に任せる※本算定は7月を原則とし、暫定賦課無	予定	市町村の実情にあわせるため								

※九州・沖縄については、H19.7.3現在

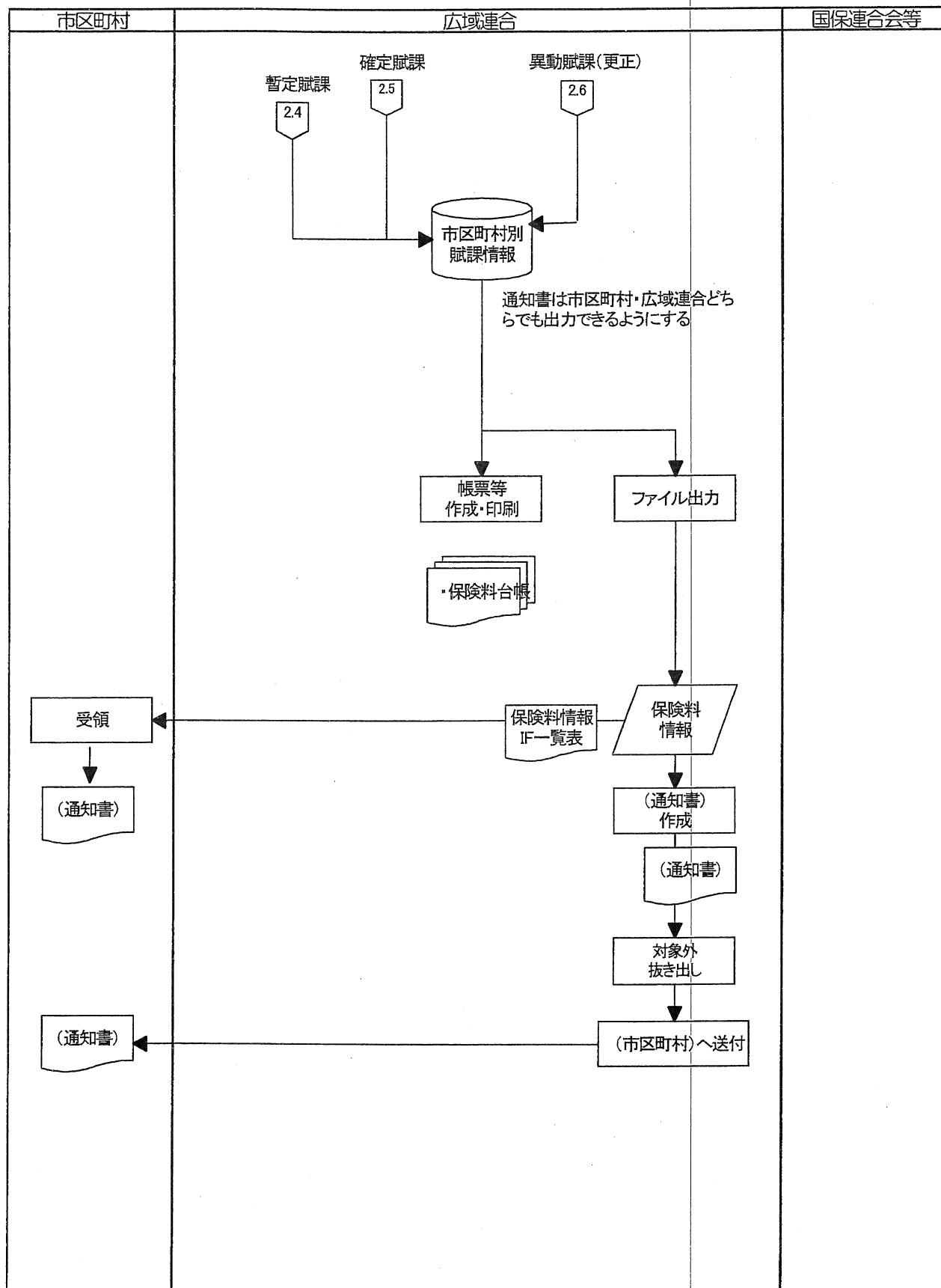
後期高齢者医療 広域連合電算処理システム
システム仕様書 第1.2版

別添1 業務フロー編

※現在想定している運用を元にした標準システムに関する業務フローであり、今後の制度明確化により、変更になる可能性がある。

NO	大項目	中項目	小項目		
2. 7	保険料賦課	通知書等作成			
市区町村	広域連合	国保連合会等			
2 広域連合から送信された保険料情報を受け取る。	1 算定した保険料情報を市区町村へ送信する。 3 保険料、被保険者情報の変更の後、市区町村別賦課情報とともに保険料台帳、納付書作成用情報を作成する。 4 広域連合で通知書を作成する場合、手書き修正、対象外分を抜き出し、市区町村に送付する。 4 市区町村で通知書を作成する場合、保険料情報をもとに作成し、手書き修正、対象外分を抜き出し、被保険者に送付する。				
様式	1. 保険料台帳 2. 保険料情報 3. 後期高齢者医療保険料額決定通知書 4. 保険料情報 IF 一覧表				
備考	※ (通知書)は、統一様式で出力し、依頼による再発行も可能とする。				

NO	大項目	中項目	小項目
27	保険料賦課課	通知書等作成	



□賦課決定通知書、納入通知書等の例示について

1.賦課決定通知書、納入通知書等、納付書の様式例は別紙のとおり

■例示様式1

→下記①②を一葉にした様式

- ①後期高齢者医療保険料額決定通知書【広域連合長名】
- ②後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収(開始)通知書【市町村長名】
- ・広域連合長の印影は広域連合より提供する。
- ・この様式で普通徴収納入通知書、特別徴収(開始)通知書のどちらにも対応可。
- ・普通徴収の口座振替にも対応している。
- ・シーラーを使用した圧着用紙での使用を想定している。
- ・この様式を参照、市町村でシステム開発していただきたい。
- ・様式の大きさ等は市町村判断で、用紙等も市町村で用意していただきたい。

■例示様式2

→下記①②を一葉にした様式

- ①後期高齢者医療仮徴収額決定通知書【広域連合長名】
- ②後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書【市町村長名】
- ・広域連合長の印影は広域連合より提供する。
- ・この様式は当初の特別徴収開始時に使用。
- ・シーラーを使用した圧着用紙での使用を想定している。
- ・この様式を参照、市町村でシステム開発していただきたい。
- ・様式の大きさ等は市町村判断で、用紙等も市町村で用意していただきたい。

■例示様式3、4

→下記①②を一葉にした様式、納付書

- ①後期高齢者医療保険料額決定通知書【広域連合長名】
- ②後期高齢者医療保険料納付通知書【市町村長名】
- ・広域連合長の印影は広域連合より提供する。
- ・この様式は普通徴収に使用。
- ・この様式を参照、市町村で独自の納付書様式をシステム開発していただきたい。
- ・様式の大きさ等は市町村判断で、用紙等も市町村で用意していただきたい。

2 ●当初の特別徴収開始時通知(3月頃)は「例示様式2」を使用

●特別徴収本算定時通知(7月頃)は「例示様式1」を使用

●普通徴収本算定時通知(7月頃)は「例示様式1」と「例示様式3」を合封

または、例示様式4を使用

※ただし、口座振替の人は「例示様式1」のみ使用

●翌年の仮徴収額は「例示様式1」で通知するので、翌年以降「例示様式2」の

使用は不要となる。

●更正決定通知書関係については標準システムV3で出てくるため、別途例示とする。

賦課根拠

高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療条例の規定により賦課されたものです。

賦課期日 每年 4月 1日

納期限までに納められなかつた場合

納期限までに納付しなかつた場合には、督促及び滞納処分が行われるほか法律の定めるところにより納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ保険料額に対して年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、特例基準割合=公定歩合（前年の1月30日）+4%）の割合で計算された延滞金が徴収されます。

保険料の減免

災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられことがあります。

特別徴収

老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が年金受給額の1/2以下の人には、後期高齢者医療保険料を年金より差し引くことになります。4月、6月、8月の仮徴収額と10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。
なお、翌年度仮徴収額は本年度2月の徴収額と原則、同額になります。

普通徴収

特別徴収額（年金天引）以外の人は普通徴収になります。
口座振替には申請が必要です。

◎不服申し立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求することができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するを除く）でなければ提起することができないこととされています。
 - ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

《不服申し立て等に関するお問い合わせ》

〒9999-9999

NNNNNNNNNNNNNNNNNNN ○○市役所 ○○課
TEL 999999999999

賦課根拠

高齢者の医療の確保に関する法律及び沖縄県後期高齢者医療条例の規定により賦課されたものです。

賦課期日 每年 4月 1日

保険料の減免

災害、その他特別の事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により保険料の減免を受けられることがあります。

特別徴収

老齢、退職、障害、遺族年金を年間18万円以上受給されていて、介護保険料との合算が年金受給額の1／2以下の人は、後期高齢者医療保険料を年金より差し引くことになります。今回の通知による保険料は、本年10月から始まる本徴収まで暫定的に納めていただくものです。
10月以降の特別徴収で年間保険料になるよう調整します。

◎不服申し立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県後期高齢者医療審査会に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県後期高齢者医療審査会に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において沖縄県後期高齢者医療広域連合を代表する者は沖縄県後期高齢者医療広域連合長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の①から③までのいずれかに該当するときを除く）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

《不服申し立て等に関するお問い合わせ》

〒999-9999

NNNNNNNNNNNNNNNNN ○○市役所 ○○課
Tel 999999999999

決定通知書(普通徵收)

例示様式3

保険料の算定基礎					
① 賦課のもとなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ① × ②	④ 均等割額	⑤ 算出額 ③ + ④	
99,999,999,999	99.99	99,999,999	9,999,999	99,999,999,999	
⑥ 軽減額	⑦ 限度超過額	⑧ 年保険料額 ⑤ - ⑥ - ⑦	月数	⑨ 月割減額	⑩ 保険料額 ⑧ + ⑪ - ⑨ - ⑫
9,999,999	99,999,999,999	9,999,999	99	9,999,999	9,999,999

保険料算出方法

所得割額=課税のもとなる所得金額 (※1) × 所得割率 (○○/100)
 均等割額=
 ※1 課税のもとなる所得金額=前年の所得 - 33万円

(○○万円を限度とする)

月割賦課

賦課期日後に納付義務の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

低所得者に対する軽減

次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。

総所得金額等が33万円以下
 均等割額・・・○○○○円
 総所得金額等が33万円 + {24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)} 以下
 均等割額・・・○○○○円
 総所得金額等が33万円 + {35万円×被保険者数} 以下
 均等割額・・・○○○○円

被用者保険の被扶養者軽減について 2年経過後の保険料算定の基礎(終了年度のみ)

⑩ 軽減額	⑪ 限度超過額	⑫ 年保険料額 ⑤ - ⑩ - ⑪	月数	⑬ 月割減額
9,999,999	99,999,999,999	9,999,999	99	9,999,999

例示様式3

例示様式3

納期(月)	保険料額		普通徴収の 納期限	計	9,999,999	9,999,999	合計額
	特別徴収額	普通徴収額			9,999,999	9,999,999	
	9,999,999				9,999,999	9,999,999	
4月	9,999,999						
5月							
6月	9,999,999						
7月		9,999,999	平成99年99月99日				
8月	9,999,999	9,999,999	平成99年99月99日				
9月		9,999,999	平成99年99月99日				
10月	9,999,999	9,999,999	平成99年99月99日				
11月		9,999,999	平成99年99月99日				
12月	9,999,999	9,999,999	平成99年99月99日				
1月		9,999,999	平成99年99月99日				
2月	9,999,999	9,999,999	平成99年99月99日				
3月							
NNN	9,999,999	9,999,999	平成99年99月99日				

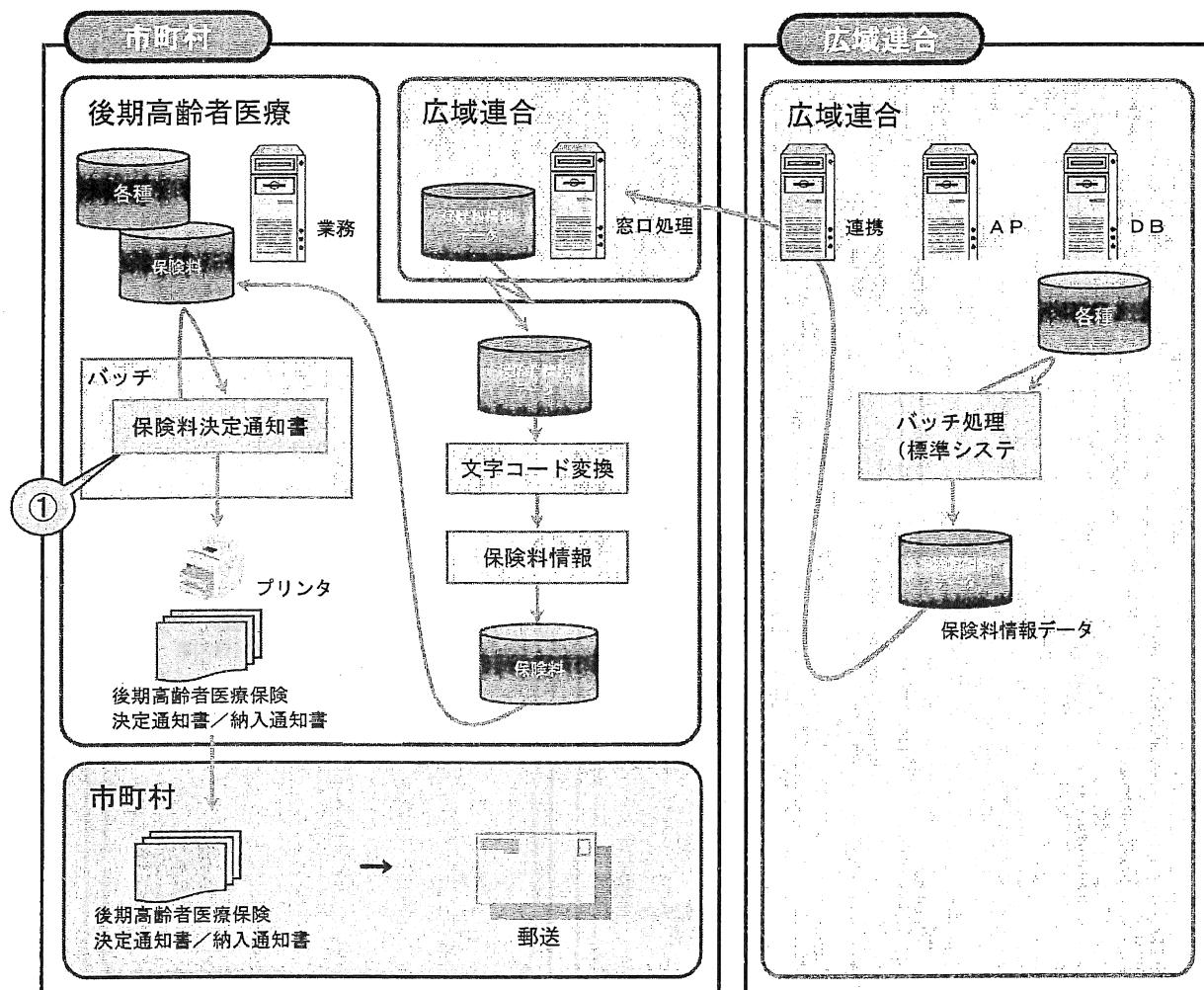
例示様式4

納付書(案)

後期高齢者医療保険料 領収証書 平成〇〇年度 第1期分 ○ ○ ○ ○ 様	平成〇〇年度 後期高齢者医療保険料納付書 (第1期分) ○ ○ ○ ○ 様										
下記の通り領収しました。 〇〇〇会計管理者 <table border="1"><tr><td>被保険者番号 1234567890</td><td>納 期 限 平成〇〇年〇月〇〇日</td></tr><tr><td>税 額 〇〇,〇〇〇円</td><td>(領収日付印)</td></tr><tr><td>被保険手数料 人</td><td></td></tr><tr><td>延滞金 人</td><td></td></tr><tr><td>合 計 〇〇,〇〇〇円</td><td></td></tr></table> ※この領収証書は〇年間保管してください。 (沖縄県〇〇市町村)	被保険者番号 1234567890	納 期 限 平成〇〇年〇月〇〇日	税 額 〇〇,〇〇〇円	(領収日付印)	被保険手数料 人		延滞金 人		合 計 〇〇,〇〇〇円		本書のとおり領収したので通知します。 宛先 〇〇〇会計管理者 指定金融機関 被保険者番号 1234567890 納 期 限 平成〇〇年〇月〇〇日 (領収日付印) 税 額 〇〇,〇〇〇円 被保険手数料 人 延滞金 人 合 計 〇〇,〇〇〇円 (沖縄県〇〇市町村)
被保険者番号 1234567890	納 期 限 平成〇〇年〇月〇〇日										
税 額 〇〇,〇〇〇円	(領収日付印)										
被保険手数料 人											
延滞金 人											
合 計 〇〇,〇〇〇円											

データの流れ（図案）

●【広域連合（案）】 「保険料額決定通知書」および「納入通知書」の1枚化



<広域連合（案）>

1. 広域連合（標準システム）

- (1) 保険料情報データ（固定長SAMファイル）を出力する。（標準システム）
- (2) 保険料情報データ（固定長SAMファイル）を連携サーバ→窓口サーバへ伝送する。（標準システム）

2. 市町村広域連合（標準システム）

- (1) 保険料情報データ（固定長SAMファイル）を窓口サーバからダウンロードする。

3. 市町村後期高齢者医療

- (1) 窓口サーバからダウンロードした保険料情報データを文字コード変換する。
- (2) 保険料情報データを市町村後期高齢者医療システムに退避する。
- (3) 後期高齢者医療の各種データ、保険料情報データをもとに「後期高齢者医療保険額決定通知書／納入通知書（仮称）」を作成し印刷する。

4. 市町村

- (1) 「後期高齢者医療保険決定額通知書／納入通知書（仮称）」を送付する。

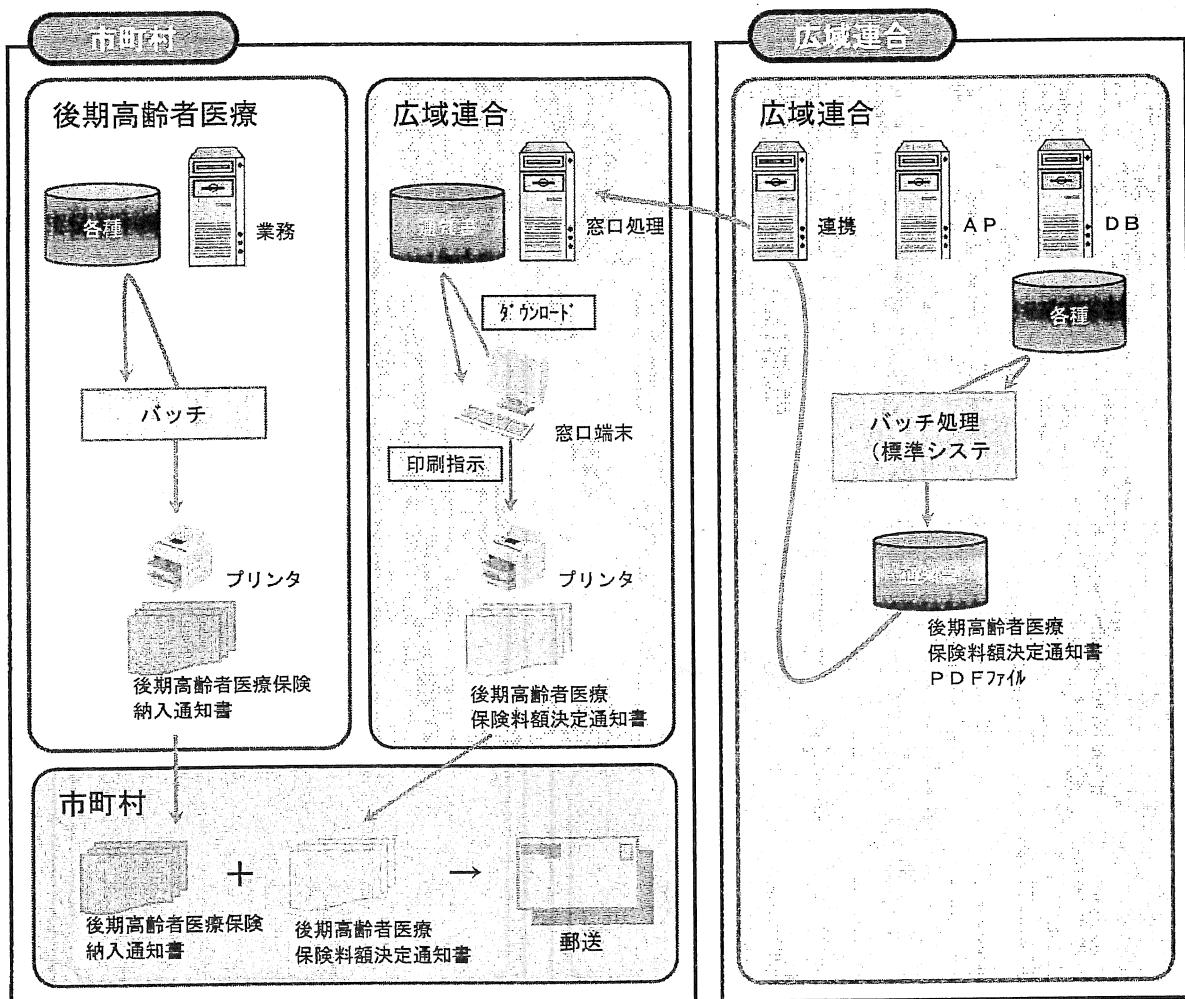
※ カスタマイズ

- ・市町村の後期高齢者医療システム

- (1) 後期高齢者医療の各種データから納入通知書の情報を、保険料情報データから保険決定通知書の情報をそれぞれ取得して「後期高齢者医療保険額決定通知書／納入通知書（仮称）」を出力する。（図の①）

データの流れ（図案）

●【標準システム】 「保険料額決定通知書」および「納入通知書」の発送



<標準システム>

1. 広域連合（標準システム）

- (1) 広域連合システムで、後期高齢者医療保険料額決定通知書(PDFファイル)を出力する。
- (2) 保険料額決定通知書(PDFファイル)を連携サーバー→窓口サーバへ伝送する。

2. 市町村広域連合（標準システム）

- (1) 後期高齢者医療保険料額決定通知書(PDFファイル)を窓口端末にてダウンロードする。
- (2) 窓口端末から後期高齢者医療保険料額決定通知書(PDFファイル)の印刷指示により、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を印刷する。

3. 市町村後期高齢者医療

- (1) 後期高齢者医療の各種データをもとに「後期高齢者医療保険納入通知書」を作成し印刷する。

4. 市町村

- (1) 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」と「後期高齢者医療保険納入通知書」を封入し送付する。

葬祭費支給について

1. 葬祭費の支給について

高齢者の医療の確保に関する法律第86条において「後期高齢者医療広域連合は、被保険者の死亡に関しては、条例の定めるところにより、葬祭の支給又は葬祭の給付を行うものとする。」と葬祭費支給が予定されています。

県内市町村国保及び被用者保険においても葬祭費支給が行われてきていることに加え、他都道府県の広域連合においても支給予定であることから、当広域連合においても、被保険者の死亡により葬祭を行った者に対し、葬祭費支給を予定している。

2. 葬祭費支給額について

全市町村国保が支給している。支給額については、1万円～5万円とひらきがあるが、1万円支給の市町村が14市町村と最も多く、次いで2万円支給の市町村が13市町村となっている。1万円～2万円支給の市町村が33市町村あり、全体（41市町村）の81%を占めている。

高齢化社会にともない、今後も死亡者数が増加していくこと（現在：約5千名）を考えると保険料にも影響してくることなので、その影響を考慮し、2万円の支給額を予定している。

県内市町村葬祭費支給状況

	自治体数	割合	累積割合	死亡者数	割合	累積割合
10,000円	14	34%		460	9%	
15,000円	5	13%	47%	342	6%	15%
17,000円	1	2%	49%	97	2%	17%
20,000円	13	32%	81%	1,853	35%	52%
25,000円	1	2%	83%	931	17%	69%
30,000円	6	15%	98%	1,267	24%	93%
50,000円	1	2%	100%	396	7%	100%
合計	41	100%		5,346	100%	

※ 葬祭費額：平成19年度支給額 死亡者数：平成17年度集計分

・県内市町村

市町村名	平成19年度 支給額(1人当り)	平成19年 被保険者数	死亡者数	
			平成16年度	平成17年度
沖縄市	50,000	8,377	440	396
石垣市	30,000	3,978	186	161
浦添市	30,000	5,923	296	290
うるま市	30,000	9,643	490	483
嘉手納町	30,000	1,299	43	80
北中城村	30,000	1,270	65	55
南城市	30,000	4,053	187	201
那覇市	25,000	24,640	774	931
糸満市	20,000	4,328	226	232
宜野湾市	20,000	5,138	219	270
竹富町	20,000	568	30	30
多良間村	20,000	195	8	17
豊見城市	20,000	2,892	173	154
中城村	20,000	1,386	57	82
名護市	20,000	4,955	178	202
南風原町	20,000	1,927	107	106
南大東村	20,000	150	4	5
宮古島市	20,000	6,936	350	563
八重瀬町	20,000	2,259	128	117
与那国町	20,000	182	9	9
与那原町	20,000	1,177	55	66
西原町	17,000	1,947	92	97
恩納村	15,000	1,174	51	48
北大東村	15,000	39	0	1
久米島町	15,000	1,439	55	67
北谷町	15,000	1,680	77	77
読谷村	15,000	2,826	157	149
粟国村	10,000	227	11	10
伊江村	10,000	695	33	40
伊是名村	10,000	341	15	14
伊平屋村	10,000	255	6	13
大宜味村	10,000	713	33	34
宜野座村	10,000	519	30	26
金武町	10,000	1,159	57	57
国頭村	10,000	1,019	51	50
座間味村	10,000	167	11	3
渡嘉敷村	10,000	134	1	3
渡名喜村	10,000	107	8	6
今帰仁村	10,000	1,516	63	77
東村	10,000	316	2	9
本部町	10,000	2,205	125	115
平均	18,220	109,754	4,903	5,346

(金額別)

金額	自治体数
50,000円	1
30,000円	6
25,000円	1
20,000円	13
17,000円	1
15,000円	5
10,000円	14
合計	41

・各都道府県状況(H19.7.3 広島県広域連合調査集計資料より)

都道府県名	支給額	理由
北海道	30,000	前回調査結果では検討中と回答していたが、北海道内の市町村の実状や、保険料への影響を踏まえ、葬祭費は30,000円で考えている。
青森県	未定	
岩手県	未定	
宮城県	50,000	変更なし
秋田県	未定	保険料に関する事から、今後検討することとした。
山形県	50,000	
福島県	未定	
茨城県	50,000	予定
栃木県	検討中	
群馬県	50,000	変更なし
埼玉県	検討中	県内市町村国保の支給状況を調査したところ、全ての市町村国保で支給しており、8割以上が支給額を5万円としていた。今後、全国の広域連合の検討状況等も参考に部会にて検討を行っていく予定である。
千葉県	50,000	
東京都	未定	財源が保険料のため、再検討することにした。
神奈川県	30,000～50,000	
新潟県	50,000	予定
富山県	50,000	
石川県	50,000	
福井県	50,000	予定
山梨県	50,000	現在、調整中。
長野県	50,000	
岐阜県	50,000	変更なし
静岡県	50,000	
愛知県	未定	保険料の金額を決めるときに保険事業、葬祭費にかかる金額も併せて検討するため。
三重県	50,000	変更なし
滋賀県	未回答	
京都府	未定	まだ議論にいたっていないのが現状です。
大阪府	検討中	
兵庫県	50,000	変更なし
奈良県	30,000	「近隣府県の状況等を勘案する予定」としておりましたが、給付部会において、奈良県下の国保の状況から3万円に決定しました。ただし、幹事会等で今後変更が生じる可能性があります。
和歌山県	50,000	
鳥取県	検討中	
島根県	30,000	変更なし
岡山県	検討中	
広島県	50,000	
山口県	30,000～50,000	検討中
徳島県	20,000	
香川県	50,000	
愛媛県	30,000	予定。現在担当課長会議に諮っている段階であり、各市町の同意を得られ次第、最終決定となる。
高知県	50,000	
福岡県	未定	30,000円～50,000円で検討中
佐賀県	30,000	保険料が高くなないように考慮し、九州各県の状況等により定めた。
長崎県	20,000	
熊本県	20,000	県内の火葬料金はほとんどの市町村で20,000円以下(48市町村中45市町村)であり、国民葬奨賞も20,000円の市町村が一基多い(48市町村中26市町村)。次いで、30,000円が17市町村)そのため、保険料の増加を防いでしまうので、負担軽減を図るために「なるべく全額負担をされたい」という意見が多く20,000円位が主流。
大分県	20,000	調査時は「部会にて検討」との回答であったが、部会での協議結果、上記金額となつた(部会決定案)。
宮崎県	20,000	保険料の抑制を考え、半数以上の市町村が給付している額とした。
鹿児島県	20,000	部会における協議結果ですが、今後、さらに幹事会において検討していく予定。
沖縄県	20,000	
平均	40,000	

(金額別)

金額	自治体数
50,000円	19
30,000～50,000円	2
30,000円	5
20,000円	7
未定・検討中・未回答	14
合計	47

県内火葬場使用料(焼代)

平成19年4月1日現在

公営

市町村名	名称	焼代(管内)	焼代(管外)
久米島町	久米島町火葬場	8,000	12,000
諺谷村	諺谷村火葬場	8,000	35,000
名護市	名護市葬祭場	9,000	32,000
今帰仁村	今帰仁村営火葬場	10,000	15,000
金武町	金武町火葬場	10,000	20,000
石垣市	石垣市火葬場	12,000	18,000
南大東村	南大東村火葬場	15,000	
伊平屋村	伊平屋村火葬場	15,000	
伊是名村	伊是名村火葬場	15,000	
国頭村	緑聖苑	15,000	20,000
大宜味村	大宜味村火葬場	15,000	30,000
本部町	本部町火葬場	15,000	30,000
南城市	南城市玉城火葬場	玉城地区15,000 市内の玉城地区外30,000	40,000
伊江村	聖苑	16,000	32,000
北大東村	長楽苑	25,000	
那覇市	いなんせ斎苑	25,000(那覇市・浦添市)	45,000(南部広域市町村圏内)
浦添市			60,000(南部広域市町村圏外)

民営

市町村名	名称	焼代(管内)	焼代(管外)
沖縄市	沖縄葬祭場		40,000
豊見城市	豊見城火葬場		40,000
うるま市	具志川葬祭場	35,000	45,000
	石川葬祭場		53,000
宮古島市	白川葬祭場	110,000(その他諸費用込み)	

後期高齢者の健診及び保健指導について（案）

平成 19 年 8 月 14 日（火）

沖縄県後期高齢者医療広域連合

1、健診の方法

○ 健診対象者・・・後期高齢者医療被保険者（但し、すでにかかりつけ医を受診している者については、必ずしも実施する必要はない）

○ 実施方法・・・集団健診で実施（各市町村が特定健診の際に一緒に実施）

○ 健診項目・・・別紙参照

○ 費用・・・・・・保険料及び自己負担

* 全国事務局長会議で国による補助の可能性について言及有（市町村の公費負担が要件とされる可能性有）

2、健診機関の委託・・・医療機関との委託契約は広域連合が行い、受診の案内（受診券）及び広報は各市町村で実施。

* 国保連合会の集合契約に参加することも考慮中。

3、健診の単価・・・・本島、離島（宮古、八重山地区と南北大東村）、その他離島に分ける。

集団健診 5,000 円程度 自己負担額 1,000 円を予定

（負担割合により 1 割、3 割も検討）

個別健診を認める場合、集団健診との差額の負担について要検討（個人負担、市町村負担）

* 8 月末に示される国の特定健診の補助概要を参考に検討をする。

4、保健指導・・・・希望者に対し、健康増進法に基づいて市町村が相談を実施。

* 生活機能評価と共同実施することを原則とする。

生活機能評価（介護保険）と重複する健診項目の費用については介護保険の負担を優先する。

今後詳細を協議。

		集団健診 単価(県総合保健協会)				後期高齢者基本健診	特定健康診査	介護予防事業 65歳~	特定健康診査と後期高齢者医療との比較	備考
		本島	宮古・八重山地区	南北大東村	その他の離島					
診察	質問(問診)	1,500	1,600	1,800	1,800	◎	○	◎		後期高齢者医療基本健診と重複する
	理学的所見(身体診察)					◎	○	◎		〃
	計測	身長 体重 BMI	100	100	100	○	○			
	腹囲	100	100	100	100	□	○		後期高齢者は医師の判断	メタボリックシンドローム判定基準の項目であるため。
脂質	血圧	150	150	150	150	○	○			
	中性脂肪	300	300	300	300	○	○			
	HDL-コレステロール	500	500	500	500	○	○			
肝機能	LDL-コレステロール	420	420	420	420	○	○		新規追加	独立した心血管危険因子の判定指標として有用であるため。
	AST(GOT)					○	○			
	ALT(GPT)	1,200	1,300	1,300	1,300	○	○			
代謝系	γ-GT(γ-GTP)					○	○			
	空腹時血糖	400	450	450	450	■	■		高齢者については、空腹時における採血が困難と思われるためHbA1cを実施することが望ましい。	ヘモグロビンA1c検査を実施した場合には、必ずしも、空腹時血糖を実施する必要がない。
	ヘモグロビンA1c	700	700	700	700	■	■			
尿・腎機能	尿糖 半定量					○	○			
	尿蛋白 半定量	300	300	300	300	○	○			
合計	空腹時血糖	4,870	5,120	5,320	5,320	腹囲、ヘモグロビンA1Cを除いた合計				
	ヘモグロビンA1c	5,170	5,370	5,570	5,570	腹囲、空腹時血糖を除いた合計				
	すべて実施	5,670	5,920	6,120	6,120	総合計				

尿・腎機能	血清クレアチニン	300	350	350	350				廃止	腎機能障害の発生リスクは、尿蛋白検査、血糖検査、血圧測定等により把握可能である。血清クレアチニン検査については、医療機関において必要に応じて実施。
血液一般	ヘマトクリット値						□			
	血色素測定	600	650	650	650		□			
	赤血球数						□			
心機能	12誘導心電図	950	1,100	1,300	1,300	□	□			
眼底検査		500	600	900	900	□	□			

○…必須項目

□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

■…いずれかの項目の実施でも可

後期高齢者の健診についての広域連合と市町村の役割分担

		広域連合	市町村	健診機関
1	予算の確保	◎ (健診費用)	○ (受診券の発行、広報)	
2	健診機関との契約	◎ (健診単価)		◎ (健診単価)
3	健診の日時、会場の決定		◎ (市町村と健診機関で調整)	◎
4	受診の案内(広報、受診券の発行)		◎	
5	健診の実施		○ (会場設営、受付等)	◎ (健診)
6	(求めに応じた)事後の保健指導		◎ (健康増進法に基づく事務)	
7	健診データの保管	◎ 市町村が保健指導に利用できるよう管理する	○	

集団健診案内ハガキの例(広域連合)

イメージ

(表面)

○○局
料金後納
郵便

※このハガキと被保険者証をご持参下さい。

※特定健診。(後期高齢者健診)と生活機能評価を併せて実施します。

特定健康診査及び後期高齢者健康診査	
健診月日	
受付時間	
場所	

○○○役所 ○○○課
○○市○○番地 TEL○○○-○○○○

(裏面)

特定健診・後期高齢者健診の案内(項目、金額等)

検査項目		自己負担額
基本健診	身体測定、血圧測定、 血液検査、尿検査等	○○○円
肺がん・結核検診	○○歳以上	○○○円
胃がん検診	希望者	○○○円
大腸がん検診	希望者	○○○円
心電図検査	医師の指示により	○○○円
生活機能評価	65歳以上	○○○円

※注意事項

①後期高齢者の自己負担額 ○○○円

②

③

※ あくまで例であり、各市町村の独自の様式でかまいません。

レセプト二次点検について

◎年間レセプト件数 2,929,202件 約 3,000,000件

一月あたり 244,100件 約 250,000件

(老人医療 診療報酬明細書 平成17年度調べ)

沖縄県の平成17年度レセプト総件数は、年間約300万件、一月に換算すると約25万件になります。

◎国保連合会へ委託している市町村 20市町村（連合会の事業課で二次点検を行っている）

市町村独自で二次点検を行っている 21市町村（市町村のレセプト点検員58名）

国保連合会へ二次点検を委託しているのは平成17年度時点で41市町村中20市町村。市町村独自で二次点検を行っているのは21市町村あり、全体で58名のレセプト点検員がいます。

◎点検員1人あたりの一月の点検件数は約1,300件～7,500件と市町村により異なる。

（那覇市は1人あたり一月約7,500件を点検している）

点検員1人あたりの一月の点検件数は市町村により異なりますが、一番多い市では一月約7,500件のレセプトを点検しています。この実績を参考にした場合、一月約25万件のレセプトを点検するには約33名の人員を要することになります。

◎二次点検について

パターン1…広域連合でレセプト点検職員を雇い、直接点検を行う

パターン2…全て国保連合会又は民間へ委託する

パターン3…国保連合会又は民間へ一部委託、広域連合で一部点検を行う

二次点検についてはいくつかのパターンが考えられます。広域連合でレセプト点検職員を雇用し直接点検を行う案、全て国保連合会等へ委託する案、一部を国保連合会等へ委託する案などです。

◎委託した場合の懸念事項

・保険者が直接点検することによって点検効果が上がるのではないか。

・民間に委託した場合、請求側と点検側が同一業者・同一人の可能性がある。

・点検場所をどうするか。

◎広域連合で点検を行う場合の懸念事項

・診療報酬体系は現在国で検討中でありはつきりせず、また画像レセが点検効率に及ぼす影響が把握できないため、点検に要する適当な人数が見込めない。

・広域連合事務所(石川庁舎)で点検事務を行う場合、必要な要員を確保できるか。

◎二次点検以外のレセプト関連業務をどうするのか

※縦覧点検

※結核・精神レセプトの抽出

※介護施設入所者との突合

※求償等レセプトの抽出

☆広域連合では現在、レセプトの点検等に関しては検討中の段階です。良いアイディアがありましたら是非お聞かせ下さい。

1. 沖縄県後期高齢者医療システム機器一覧

設置場所	区分	用途	機種	台数	設置場所
広域連合	広域内サーバ関連	連携サーバ	BS320	2	
		DNS・メールサーバ	BS320	1	
		開発連携サーバ	BS320	1	
		開発APサーバ	BS320	1	
		DBサーバ	BS320	2	
		APサーバ	BS320	2	
		開発DBサーバ	BS320	1	
		バックアップサーバ	HA8000/130	1	
		運用管理サーバ	HA8000/130	1	
		ディスクアレイ装置	SANRISE AMS200	1	
		バックアップ装置	L116	1	
		ラックキャビネット	HA8500共用ラック	3	
広域内プリンタ	モノクロプリンタ	Prinfinia	1		
広域内端末	広域内窓口端末	FLORA	1		
	広域内監視端末	FLORA	2		
窓口サーバ関連	窓口サーバ	BS320	42	センタへ集約設置	
	窓口運用管理サーバ	HA8000/130	1		
	バックアップ装置	L108	1		
ネットワーク機器	広域内L3SW	AX-3630-24T-A	2	サーバ間LAN構築用	
	広域内L2SW	AX-2430-24T-B	4	サーバ間LAN構築用	
	広域内L2SW	AX-1230-24T2C	3	サーバ間LAN構築用	
市町村	市町村端末	市町村窓口端末	FLORA	43	市町村窓口へ設置
	市町村プリンタ	Prinfinia	41	市町村窓口へ設置	

※窓口サーバは広域連合(リウコムセンタ)へ集約設置します。

※後期高齢者医療広域連合にて各市町村へ端末・プリンタを設置します。

※窓口端末は那覇市に3台、その他市町村に各1台、計43台設置します。

2. 市町村設置端末とプリンタ

以下の機器を各市町村に設置します。端末・プリンタ設置は9月を想定しておりますが、詳細設置日程は国保連と調整中です。

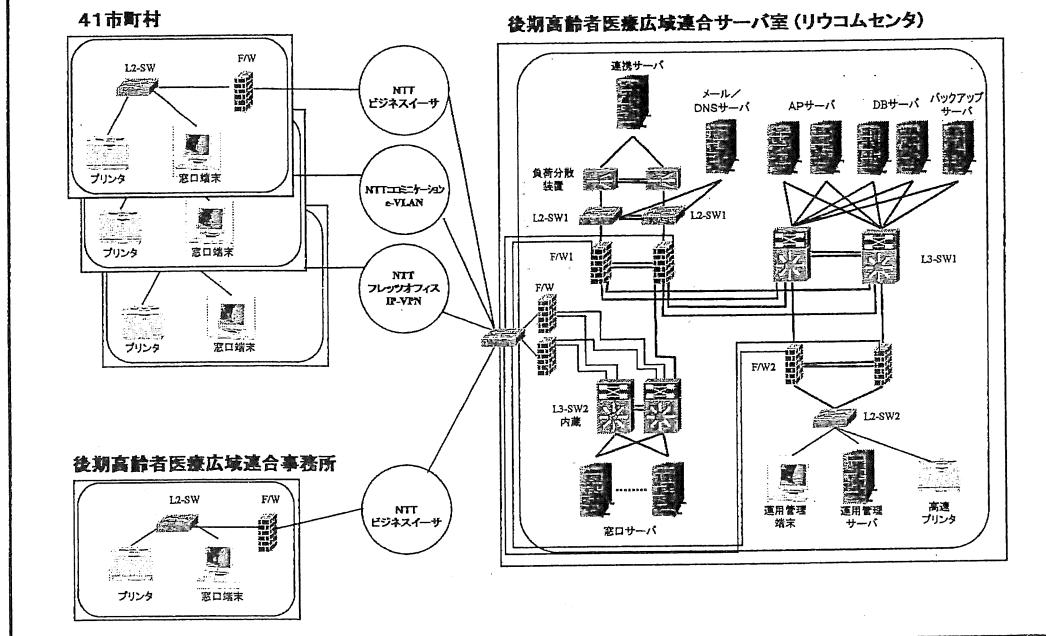
窓口端末	プリンタ
本体: FLORA 350W HX1 ディスプレイ: PC-DTA17BSXN 	Prinfinia LASER BX2660
本体サイズ: 89(W) × 337(D) × 332(H) (mm) 重量 : 約7.6kg 消費電力: 62W(最大250W/待機時3.6W) ディスプレイ: 376(W) × 200(D) × 377(H) (mm) 重量 : 約4.2kg 消費電力: 23W(最大32W/待機時0.4W)	サイズ: 478(W) × 410(D) × 305(H) (mm) 重さ : 約18.5kg 消費電力: 650W(最大950W/待機時7W)
各市町村に1台分は、外付けMOドライブ装置を設置します。	各市町村ごとに1台の設置となります。 ※詳細仕様につきましては、株式会社日立製作所ホームページからご参照ください。

設置をおまかせでは、以下の点についてご協力願います。

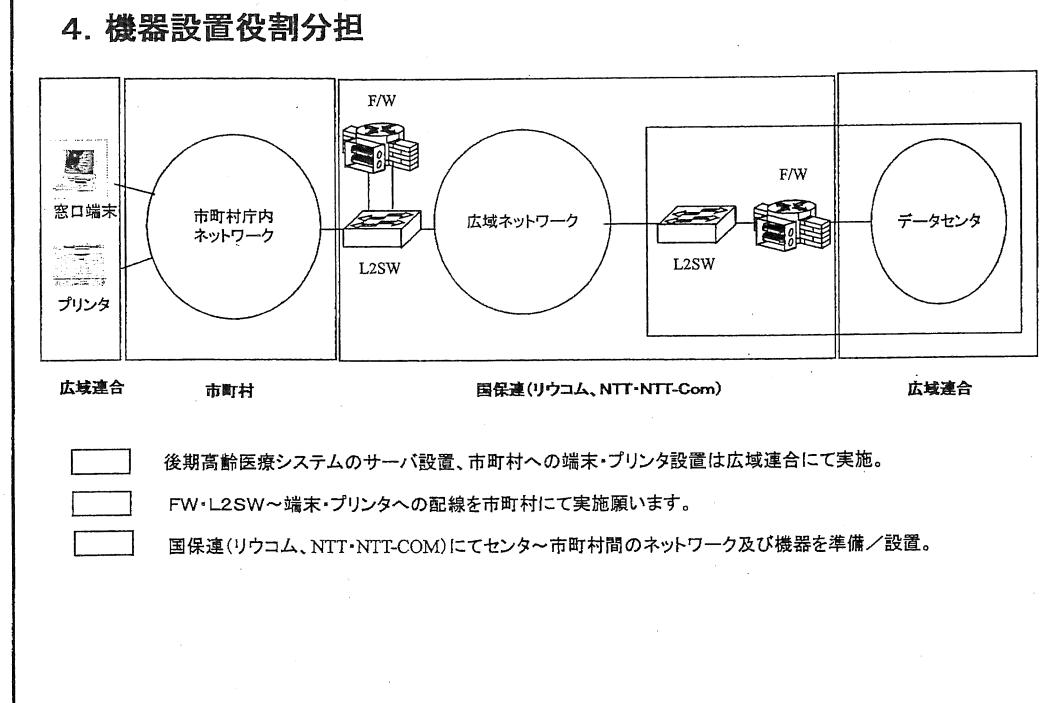
- 他のネットワークとの接続は不可とします。データ連携は媒体での受け渡しを想定しています。
- 設置予定期までに、設置場所と電源の確保、端末・プリンタのネットワーク配線を準備願います。
- 設置完了後、担当者様(もしくは代理者)へ端末利用について10分～20分程度ご説明させて頂きます。
- 設置作業完了後、担当者様に作業完了報告書の署名と捺印を頂きます。
- 窓口端末を接続するネットワークに関する質問については、国保連合会へ問合せ願います。

後期高齢者医療広域連合 総務課 兼城 TEL:098-963-8011 mail:y13-kaneshiro@kouiki-okinawa.jp

3. ネットワーク構成



4. 機器設置役割割分担



後期高齢者医療制度施行までのスケジュール(案)

期 日	地方議会の日程	スケジュール
H19.7		保険料設定の事前準備 ・市町村住基情報の整理　・被保険者台帳の作成　・所得情報の整理　・医療費の見込み
H19.8.3		広域連合議会議員研修会(議案事前説明)
H19.8.6		厚労省全国後期高齢者医療広域連合事務局長会議（政省令案の説明）
H19.8.14		沖縄県老人医療担当者課長及び担当者会議(広域連合と市町村の役割分担案提示)
H19.8.22		第2回広域連合議会（個人情報保護条例、情報公開条例など8本の条例案）
H19.8 下旬～9月		地区別担当者会議（広域連合案の協議・調整）
H19.9～10月初旬		沖縄県老人医療担当課長会議等（保険料、平成20年度分賦金にかかる関係市町村との調整）
H19.10		被保険者台帳の創生、特別徴収システムの仮稼働
H19.11		第3回広域連合議会（保険料条例の議決）
H19.12	12月議会	*国保税(料)条例の改正(4月特徴)
H20.1.31		特別徴収を社会保険庁へ依頼
H20.2		第4回広域連合議会（平成20年度予算案）
H20.3	3月議会	市町村議会の議決（保険料徴収に関する条例及び平成20年度分賦金）
H20.3		後期高齢者医療被保険者証の交付
H20.4.1		後期高齢者医療制度施行

平成20年4月からの広域連合事務局の体制について

平成19年8月14日

沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局

- 現在、広域連合事務局は24名体制で施行準備中。条例上は、定員30名となっており、後期高齢者医療制度が施行される平成20年4月からは増員を予定。
- 派遣要請先の具体案を9月～10月初旬の沖縄県老人医療担当課長会議等に提示後、広域連合事務局から執行部、人事担当部局に職員派遣を要請する予定。
- 現在、離島市部、本島市部（既に職員1名は派遣）、本島職員未派遣町村に 対して派遣要請する方向で検討中。